

2001年11月9日
自然エネルギー100%コミュニティ・ワークショップ
講演・発言録

目次

1. 主催者挨拶	2
飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）	
2. 事例報告	
(1) 市民風車を通じた地域参加と市民参加	3
鈴木 亨（北海道グリーンファンド）	
(2) 産業廃棄物税の創設	7
細田 大造（三重県環境部環境政策課）	
(3) 東京発自然エネルギー政策の狙いと意義 - 東京湾の風車計画を中心に -	12
千葉 稔子（東京都環境局）	
(4) 会場自治体からの報告	
() 吉田 一正（北海道稚内市企画調整部企画課）	17
() 今田 幸雄（山形県立川町企画開発課）	21
() 宮内 良人（長野県飯田市環境保全課）	24
() 久都間 益美（埼玉県川越市環境部）	26
3. 基調講演「自治体主導の環境政策の意義」	29
諸富 徹（横浜国立大学経済学部 助教授）	
4. ディスカッション	37
司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）	
5. とりまとめと今後の方向性	48
飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）	

2001年11月9日

自然エネルギー100%コミュニティ・ワークショップ 講演録

総合司会（大林 ミカ / 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

本日は雨の中お集まりいただき大変ありがとうございました。私、総合司会といたしますが、皆様の進行役を務めさせていただきます、「自然エネルギー促進法」推進ネットワークで副代表を務めております、大林と申します。

今日の私の趣旨ですが、「自然エネルギー促進法」推進ネットワークとしては、いろいろな運動を重ねておりますが、地域から発信するエネルギー政策ということテーマにして、様々な地域の取り組みがあるというご紹介を皆様にさしあげたいと思います。それではまず最初に「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表の飯田の方から挨拶させていただきます。

1. 主催者挨拶

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

みなさんこんにちは。雨の中こんなに大勢お越しいただいてどうもありがとうございました。最初はけっこう小規模なワークショップをイメージしていたのですが、会場はけっこうギューギューになってしまったのですが、後半の議論にも皆さんぜひ積極的に参加していただければと思います。

今日の会合の趣旨としては自然エネルギー100%コミュニティということでワークショップと名づけていますが、できるだけ全員参加型での議論を重ねていこうと考えているわけです。

来年の3月（注：2月21日に変更）にはもう少し大きな国際シンポジウムを予定しています。

それから来週には環境自治体会議の方でも地方自治体でエネルギー政策を作っていこうと、まあそういった議論をこれから積み重ねていく、GENとしての第一歩というふうに考えています。

自然エネルギー促進法そのものについては、とりあえず国政レベルで何らかの法案ができるというところまでは来ているわけですが、来年の通常国会が一つの山場になります。中身としてはなかなか当初我々が期待していたものになるかどうかというのはぎりぎりの攻防戦をしているところで、なかなか国政というところで期待通りの法律を作るのは非常に難しいところがあります。

一方、今年も、環境自治体会議は自然エネルギーがテーマだったように、地方自治体では本当に今、自然エネルギーを軸にいろんな活性化も含めて進めていこうという声非常高い。それを今度、意識レベルでは進んでいますし、事業という意味でも風力発電事業を中心に実用化がもう進んでおりますので、あとそれを進めていくメカニズム、これは政策であったり、その他の仕組みであったり、それは今日の議論を通して明らかにしていきたいと思うんですが、どういうふうに進めていくのか、それは単に国の法律だけではなく、いろいろなやり方があるのではないかとということで、今日は大変多様な話題提供の方、前に三方きていただけてますし、会場からもいろいろご報告いただく予定ですので、そういった議論を通して、自分たちの手で普及させていくメカニズムを作りあげていこうと、そういうお手伝いをこれからGENとしてもやっていこうと

ということですので。

そういうことで今日のワークショップを進めていきたいと思います。これから短い時間ですが、ぜひ皆さんも活発に議論に参加していただければと思います。どうもありがとうございました。

総合司会（大林 ミカ / 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

それではさっそくですが、まず事例報告という形で、市民風車を通じた地域参加と市民参加ということで北海道グリーンファンドの鈴木亨さんの方からご報告いただきたいと思います。9月に日本で初めて市民所有の風車が回り始めたばかりです。では、鈴木さんよろしくお願いします。

2. 事例報告

（1）市民風車を通じた地域参加と市民参加

鈴木 亨さん（北海道グリーンファンド）

こんにちは。北海道から来た鈴木と申します。私の方からは市民風車ということで、実際にどんな形でやったのかという、紹介という形の話をしていただこうかなと思っています。

北海道グリーンファンドといいまして、私たちはいわゆる NPO 法人です。NPO がお金のかかる事業をやるというのはなかなか難しいのですが、その辺をどういうふうにしたのかを主要なテーマにしてお話ししたいと思います。

NPO ですから営利を目的とした活動をしておりません、事業としては大きな2つの柱があります。

1つはグリーン電気料金というのをやっております。これは、最近、各電力会社さんのグリーン電力基金という形で、電気料金に基金を上乗せする形の徴収システムが始まりましたけど、私たちは独自にやっている、電気料金の5%分を会員、市民の方に寄付してもらうという活動です。ただ上乗せするのではなく、5%分をちょっと省エネしましょう、省電力しましょうということで非常に地道なコンセントを抜く活動から、風車まで幅広く活動しています。

もう1つの市民風車については、お手元の資料に若干まとめてあります。それに沿ってお話させていただきます。

事業の目的というところでは、2点あります。NPO の趣旨として、市民の手でエネルギーをなんとか変えていきたい、これが私たちの活動のテーマでして、それを市民風車という形で実践したいというのが1点です。

もう1点は、実は北海道はご承知の通り、風車発電が今、非常に大きく広がっております。当初は自治体から始まって、最近は大手商社さんとか企業さんとかが中心になってやっております。

非常に、日本の自然エネルギーの普及というところでは、本当にすばらしいなあというのがありますが、まあ1つの角度として、やはり北海道の人から見ると、東京のお金で風車を立てて、また東京に利益がもどっていく、ということに対する問題意識も若干あるというのが正直なところとして、決してそれは矛盾することではないのですが、できれば未来の環境と地域の小さいながらも経済ということですね、地域社会に還元していく、こういう視点に立って、なんとか市民の出資で建てようということから始めたという経過があります。

事業の概要ですが、風車はですね、北海道の浜頓別町といいまして、今日もお越し頂いていますが、稚内市の南にちょっとオホーツク沿いに下ったところにあります。その海岸線に立っております。

先ほど申しましたが、私どもはNPOですので、NPO というと出資というのを扱うことができません。というか、正しい表現でいうと、利益を配当してはいけないという団体です。ですから、今回は事業主体ということで、株式会社北海道市民風力発電を別途に立ち上げまして、ここを事業主体にして事業を始めました。

これは営利法人なのですが、私、NPO の事務局長なのですが、こっこの会社の方は一応、代表取締役ということで、人も、ほとんど理念も変わらない、ある意味、世をしのぶ仮の姿ということでやっているというところなんです。

あと資金のお話もここにちょっと書いてあるのですが、こういう形でやっています。これはあとでもう少しお話しします。

よく風力発電というのは補助金がないとできないといのがあります、たしかにまだまだ補助金がないと厳しいというのは実情なのですが、今回は補助金なしでやっております。

出力が 1000 キロワット、あ、ごめんなさい、正しく言うと、990 キロワットなんですけどね、まあ、約 1000 キロワットで、ボーナスというデンマークの風車を使っています。

発電所名、ここに書いてますけど、“はまかぜちゃん”といいまして、地元の小学生にネーミングを募集しまして、こういう名前が付いています。タワーの高さが 60 メートルで、花の直径 54 メートル、今で言う大型の風車の部類に入るかなというふうに思います。

あと、風車というのはけっこう大掛かりでして、構造自体はけっこう単純でシンプルなものなんですけど、なかなか我々のような素人にはできないというのがありまして、風力で実績のあるトーマン・パワー・ジャパンというところに建設、それから運転、保守、管理を委託するという形でやっております。

総事業費、約 2 億円ということで、年間の発電量は約 260 万キロワットアワーで、量換算でいいますと約 900 世帯分の、一般家庭ですね、の電力に相当するというような形になっています。

9 月 15 日から運転を開始して、今のところ、試験運転の段階なんですけど、順調に動いております、ちなみに 10 月 1 ヶ月間で、ちょっとまだ止めたり動かしたりという段階なんですけど、280 万円ほど収益となっております。これが風車の概要ですね、

もう一つ市民の出資のスキームというテーマが書いてあります。今回は、風車を建てるという設備を導入するという側面と、もう一つの大きな課題といいまして、我々の今後の一つの大きな展開として、出資スキームをどう作るのかというのが今回の大きなテーマでした。

ある種、我々はエネルギーとか、あるいは日本の経済とか社会とか、そういったものを少し市民の手で変えていきたいという時に、出資というお金をもって市民がどう関わるのかというのが、非常に重要なツールじゃないのかと考えていまして、ここを飯田さん達と一緒に、一年ぐらいかかって考えたという経過があります。

お金がどういう内訳で集まったかというのが裏に書いてあります。出資の集め方として 2 つの組み合わせでやっております。

1 つはですね、先ほど言いました事業主体である北海道市民風力発電というところがあります。

ここはいわゆる株式出資というのでやっております。

もう一つは、匿名組合出資というのを組み合わせてやっております。

この株式出資のほうはですね、実は NPO で集めた寄付金ですね、これを出資という形でもって自己資金にしております。ですから NPO が作った PO、NPO が筆頭株主という会社になっております。2500 万ですね、

匿名組合出資が総額で 1 億 4150 万円ほど集まっております。内訳は個人が 200 人、249 口ですね、法人団体が 16、まあ、これは小さい会社さんばかりなんですけども、団体とかですね、23 口。

それから市民風車サポーターの会というのがありまして、これはいわゆるサッカーのサポーターの会とかよくあると思うんですが、それをパクリまして、出資のほうが一割 50 万という割と大きな単位だったものですから、この市民風車サポーターの会のほうでは一割 5 万円ということで 10 人集まれば 50 万円でこの会社と出資契約をするという関係性になっています。

総額で自己資金のところ出資金を合わせて 1 億 6650 万円なので、残りは借入金ということで、地元の金融機関から割といい条件で借りることができるというような経過になっています。

ここで、もう少しお話ししたいのですが、市民出資と匿名組合出資ということなのですが、どうしてこの匿名組合出資にしたのかということなんです、あまり、ご存知ない、初めて聞いた方が多いと思うのですが、商法というのがありまして、この中に匿名組合というのがあります。

普通は出資するというと株主なると思うところなんです、この場合、株主との違いというのは、普通は、会社に対して出資を、投資をして株主になる、ということなのですが、この場合、会社のやるプロジェクト、事業に対して直接出資をするという違いがあります。ですから、事業の期間がありますから、その期間限定のお付き合い、というふうになります。

この場合、北海道電力と、17 年間の売電契約になっておりますので、当然この出資の期間は 17 年間に限定されております。それと、通常は株式出資は自己資金という形で資本金になるのですが、会計上で、この匿名組合出資というのは会社から見ると預かり金という形になります。ですから、いったん、預かっているお金ということになります。ですから、銀行からの借り入れと自己資金、資本金の間みたいな性格の資金ということなんです。

なぜこうしたのかといいますと、出資している市民のみなさんというのは割と、投機目的といえますか、お金の運用の仕方では投資しているというより、むしろ、風車が好きだったり、あるいはエネルギー政策に対して問題意識をもっているとか、やっぱり環境に関心を持っている方が多いんですね。ですから、必然的にということちょっと言い方はまずいけど、そんなにお金持ちの方ばかりじゃないということなんです。

そうすると、たいがい、素朴にいつまでこのお金預けておかなければいけないのかなあとか、元本ぐらい戻ってくるのかなあとか、そんなような疑問を持つ方がほとんどなんです。

ですから、期間が限定されている、それから、いわゆる資本金、株式出資と違って割とプライオリティーとして自分のところに戻ってくる確率が高いといえますか、そういうような性格のお金だということでは市民の小口の投資アイテムとしては、ちょっと一回試しにやってみようか、ということで今回やったというような経過があります。

これがスタンダードになるかどうか、標準になるかどうかは、それはちょっとやってみなけれ

ばわからないというのはありますけども、次へのステップになったのかなぁというふうに考えております。

すいません、OHP いいですか？

...簡単にですね、今言ったのが、こういう仕組みになっているというのが、ちょっと見づらいくと思うんですけど、出資者と私たちの事業主体との関係だというやつですね。

これがですね、収益の表なんですね。で、大体、折れ線のグラフが各年度、契約期間の収益の額がずっとありまして、下の棒グラフは費用の方なんですね。ちょっと時間もないので、ここは飛ばさせていただきます。

これが、配当計画なんですね。あくまでも計画ではありますけど、棒グラフの方が各年度ごとの利益配当分です。で、毎年一応配当していこうと思っています。それは、市民の事業ですから、“どうせ市民の事業”と言われないうちに、きちっとお金は毎年初年度から返していきたいと思っています、(ちょっと戻して下さい)、で、折れ線グラフの方は累計で、だいたい11年目ぐらいで、あ、これは50万円を出資した場合のケースなんですけど、回収できると、で、あとはお楽しみで増えていくと、まあこんなような配当計画で、だいたい、元本を預けたとすれば、計画としては2.5%ぐらい、17年間で45~46%ぐらいで回るような絵に仕上げてきたというような感じですよ。

あと、風車の話ばかりではつまらないので、風車のところだけちょっと絵でご紹介したいと思います。

これが、ナセルといいまして、ちょうど稚内の港に着いたときですね、やつで、この中に発電機とかギアが入っています。で、ここに立っている女性が事務局の女性なんですけど、だいたい、これぐらいの大きさだということで比較して見れるかなぁという感じですよ。

これが風車を建てる前のところで、事務局の青年部3人が、基礎のところ立っている、まあこれぐらいの大きさですよということですね。

これが風車のタワーですね。軸のところを据え付けるところですよ。

タワーは2本に分かれていまして、これが組み合わさると、だいたいこれぐらいの高さ、60メートルになります。で、550トンという日本に7台しかないクレーンなんですけど、北海道には1台しかないんですね。これで、吊り上げてこうやるという感じですよ。

まあ、最後こんなふうにして風車が出来上がったわけで、2日間で建てられます。あの大きな原子力とか火力とかだと、原子力はリードタイムを入れると、20年とかかかるんですけども、これは本当に組み立てただけだど2日で終わります。非常にいいですね。

風車というのは中が階段になっていまして、ちなみにこれが、上にさっきの高間さんという女性なんですけど、インクジェットなんで写りが悪いんですけど、一番上に上ったところなんですよ。後ろに見えるのがオホーツク海の海岸です。下が、本当に棒なっているので、上から覗くとすくんでしまう感じなんですけど、点検の時とかは止めますので、もし見たい方がいたらぜひ北海道までいらっしゃって下さい。一回1000円もとりませんので(笑)で。

みんなで上ったらこんな感じで、けっこう天気がいいと楽しいのでということで、ちょっと最後、目に見えるお楽しみになりましたけど、以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

総合司会（大林 ミカ / 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

鈴木さん、本当に大変急がしてしまって申し訳ありませんでした。後ほど、デスクッションの時間とか質疑応答とかそういうところで、皆様から何かありましたら、またお聞きしたいというふうに思います。

それでは、さっそくですけども、次に、三重県環境部環境政策課の細田大造さんの方から、産業廃棄物税の創設、日本的に話題になっている三重県の新しい取り組みですが、そちらのほうのご紹介よろしくお願い致します。

（２）産業廃棄物税の創設

細田 大造さん（三重県環境部環境政策課）

はじめまして。三重県環境部の細田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

今日は皆さん、自然エネルギーの会合ということかと思いますが、私のほうから、少し角度が違うかもしれませんが、地方初の環境政策ということで、今度４月から私ども導入します、産業廃棄物税というものについてご説明をします。

実は、平成 12 年の 4 月に地方分権一括法という法律が成立しまして、地方でもこの目的税というものを作ることができるようになりました。目的税というのは、あらかじめ使い道を定めた上で、議会を通して作っていくという条例でして、税金でして、普通税というのは所得税とか法人税とか、取った税金を教育に使ったり、福祉に使ったりというような税金なんですけど、目的税というのは、これまで地方で作ることができなかったんですけど、今度、産業廃棄物対策に充てるための税金というのを三重県の方で全国で初めて作ったというそういう事例報告でございます。

まず、三重県の紹介で 2 つさせて下さい。

三重県というのはまず、工業が意外と盛んです。四日市というコンビナートがございまして、ここを中心に非常に工業が盛んでございます。あと、この税金を作るにあたりまして、私どもの知事、北川正恭知事が非常にリーダーシップが強力でございまして、平成 7 年に初当選して今 2 期目でございますけど、初当選のときの選挙公約が環境先進県を作るということで、環境というのを選挙公約にして通ってきたということもございまして、環境政策に非常に熱心だということがまず背景としてございます。

時代認識

まず、私たちの時代認識ということをちょっと簡単にご説明します。

1970 年代なんですけど、私どもも四日市公害というのを経験しました。そのときは、工場の煙が出る煙突を何メートルを何メートルの高さに高くしなさいとかです、あと出る硫黄酸化物をどれぐらいの量以下にしなさい、ということで出るものに規制行政で対応するという環境対応の時代でありました。

去年 2000 年なんですけど、国の方でも 6 本のリサイクル関連法が通りまして、環境国会と呼ばれておりますけど、このときに、廃棄物、ゴミについていえば、出るものはなるべく出さないようにしましよ、あとリサイクルに回していましょ、ということ、こうした形で、環境保全というものができたんじゃないのかなあと、それでは、私たちこれからどういうふうにしていこうか

という中で、今、環境経営というものを推進していくということを考えています。これどういうことかと申しますと、環境に配慮しない企業活動はもう存続し得ないのだというのが1つと、あと環境に配慮する企業はより有利になるということをメッセージとしていろいろと出していかたいなということで取り組んでおります。

創設の背景 - 廃棄物行政の仕組みと実態 -

今回税金を作る背景を簡単に説明しますと、一般廃棄物、家庭から出るゴミは、地元の市町村、東京都でいいますと、区というのがあると思いますが、こちらのほうが処理をする責任があります。それに対して国の方からからお金が来ている。

これに対して、産業廃棄物というのがどういうふうになっているかと言いますと、ゴミを出す企業がまずあります。次に中間処理をする企業、これは燃やしたり、溶かしたりする企業、最後埋め立てる企業、大体3段階あるわけですが、この一番最初にゴミを出す企業、この排出者、これが自分たちでお金を払って、料金を払って、排者責任で処理をするというのが原則でございます。じゃあ、県は何もしないのかといいと、この埋め立てたり、中間処理をしたりする施設、これに対する許可とか指導しているというようなことでございます。

創設の背景 - 廃棄物行政の仕組みと実態 -

産業廃棄物行政（規制行政）に係わる三重県の予算と財政措置

具体的に三重県の産業廃棄物行政がどうなっているのか、非常に難しい言葉が並んでいて申し訳ないのですが、簡単に申し上げますと、この1億2千万と4億という金額が並んでおりますが、国からきているお金は1億2千万です。それに対して、すでに三重県が産業廃棄物行政にかけているお金は4億円です。すでに、3倍ぐらいのお金をかけている、つまり、その分、教育ですとか、福祉ですとかそうしたものに対してしわ寄せが行っているということでございます。

創設の背景 - 廃棄物行政の仕組みと実態 -

産業廃棄物行政（規制行政）に係わる三重県の予算と財政措置

ひっ迫する最終処分場

一方、最終処分場というのは、埋め立てる場所ですね、これが、埋め立て残余年数、約2年と書いてございます。全国的なお話をしますと、数年前からあと1.5年とか、1.9年とか言われております。新しく作ることもありますので、そんな形になると思います。

三重県は約2年ということで、平成15年12月ぐらいまでしか、この埋め立て処分場がもたない、というような現状でございます。

処分場を作るというのは、地元の住民の非常に大きな反対ですとか、ご意見を聞く機会とかがあって、非常に難しい現状でございます。この処分場を作るというのも、本来は、一番最初にゴミを出す排出者の方の料金負担で作るというのが原則ですが、今はなかなかそういうのでは、処分場は作れなくて、公共関与、県が関与したり、市が関与したり、そうした形でないと、なかなか住民の方の信頼は得られないというのが実情でございます。

創設の背景 - 廃棄物行政の仕組みと実態 -

産業廃棄物行政（規制行政）に係わる三重県の予算と財政措置

高騰する最終処分料金

次に、じゃあ、この最初にゴミを出す排出者の方、この埋め立てるときにいくらぐらいの料金を払っているかということでございます。

これは、朝日新聞の記事などからちょっと取り上げたのですが、最近、非常に値上がりしています。埋め立てる場所がありませんから当然値上がりします。平成 10 年、近畿地方、1 トンあたり 1 万円から 1 万 1 千円だったところが、もう今年になりますと、2 万円から 2 万 2 千円ということで倍にはねあがっている。三重県内でも大手 3 社ございますが、このような形で大変値上がりをしております。

創設までの経緯

私もこの税金を作る時に、どういう過程を経たかということですが、まずですね、一番上に平成 11 年 5 月ということで、20 代の税金をもともと集めるのが仕事の人をですね、税金というのはもともと国の方で仕組みが作られて、県の方は集めるだけという意識が以前はございましたが、集めていた職員の方、22～28 歳までの職員が 9 名集まって研究を始めました。

私がこの税金の仕事に携わるようになったのは、この若手のグループが発表したあとの 12 年の 4 月からになります。

このときにですね、私、北川知事から 2 つ話がありまして、1 つは、この税金を作るにあたってはですね、全ての情報をオープンにすると、みんながこの税金を作るという形にしないとだめだと、というのが 1 つ、で、もう 1 つがですね、そうはいつでもしっかりとした仕組み、税制面、環境面、産業政策の 3 つの面からしっかりとしたものをつくれと、こういうような話がありました。

そういうこともあって、この 8 月に、お手元（の資料）でいきますと、今、お手元に 2 種類の資料があるかと思うんですが、三重県産業廃棄物税の概要という資料の中にあるかと思えますけれど、その 6 ページに 4 つの案というのがあるかと思いますが、この 4 つの案を県民の方、企業の方、あと議会ですね、こうしたところへご提示して議論をしてきたと、県民懇談会ということで県内 4 ヶ所で開いてやってきたというようなことがございます。

そのあと、議会に出したんですけども、議会の方での議論というのは、この不況の時期に何で税金なんか作るんだというようなことで、きちんと企業の意見を聞いて来いというような話もございまして、私も、企業の方とひざづめで、ひざづめといいまして 5 回ぐらいなんですけど、1 回 6 時間ぐらい、税率はいくらがいいですかとか、裾きりっていいまして、何トン以下は非課税というものがございまして、そういう話をだいたい 1 回あたり 6 時間ぐらいするというようなことがございました。

それで、今年の 6 月の議会で成立をしまして、この間、総務省の方の同意も得られて、今度 4 月から施行するということがございます。

いくつか案がありますが、先ほどの資料をご覧ください。

税制度の概要

現在の税の制度の概要でございますが、一番上、誰が税金を納めるかという話ですが、県内、県外を問いません。そのゴミを一番最初に出す人、この人に税金を負担してもらいます。

今の予定ですと、だいたい、90社、県内が50社、県外が40社で90社ぐらいの納税者の方がいらっしゃると思います。ですから、三重県、小さな県ではありますが、企業は10万社ぐらいはありますので、10万社と比較しますとこの90社というのは非常に少ないという考えです。

課税対象、これは何に対して税金をかけるかということですが、三重県にある中間処理場、埋め立て処分場に持ち込まれたその量に対して課税する、だから、三重県の企業が三重県のこうしたところに持ち込めば課税されます。三重県が隣の愛知県に持っていった場合は非課税です。愛知県が三重県に持ってきた場合には課税されます。

課税標準というのは、重さに対して課税するということ、あと、税率は1トンあたり1000円、先ほど処理料金という話をさせていただきましたが、産廃はまず、運ぶ料金、収集運搬料金、あと埋め立てる料金、今まで、これがかかっていたわけですが、これに税金が1000円かかるというイメージです。

免税点というのは1000トン未満の企業には課税しないというような1年間ですね、ですから、先ほどの90社というような形になります。

徴収方法は申告納付、自分で申告して払う、で、税収見込みが今、1年間で4億1100万を予定していますが、実は、今、これだけ集まらないのではないかと、というのはアナウンス効果というのがやっぱりありまして、税金を入れるというとゴミが出ない、あともう一つは、今不況ですので、ものを作るのを控えていますから、これだけ実は集まらないんじゃないかということをおっしゃっております。

産業廃棄物税の使い道

環境の21世紀」に通じる産業活動への支援

使い道ですが、の1つ目は要するに、廃棄物を出す企業の方がゴミを減らす技術を開発したり、リサイクルをする技術を開発したら、そこへの補助金として出す。現在9月に審査をしまして、10の企業に対してこれを支援していく。

2つ目は設備を新しくするとき利子補給をする。

3つ目に企業環境ネットワーク支援事業というのがありますが、ISO14001を取っているような企業、164社でネットワークを組んでいます。ゴミを出す企業、リサイクルする企業、それぞれどんな情報をインターネット上でやり取りして、ミスマッチを改善するような取り組みを今やっているんですが、それへの支援です。

4つ目は県が技術開発するお金です。

産業廃棄物による新たな環境負荷への対策

2つ目のこの柱、廃棄物処理センターというのがございますが、これが、県が公共関与で作る埋め立て処分場ですね。この処分場を作るお金は、企業の方の処理料金なんですが、周りを整備する、例えば緑化したり、公園を作ったり、そういうものにあてる。

その下に監視強化というのがありますが、今まで、私ども10人で三重県内の産廃の監視をやっておりましたが、これを20人に倍増しました。そのうち20人のうちの半分は警察官がやっており

ます。

賦課徴収に関する経費

今の事業なんです、実は、もうやっています。税金を集めるのは次の4月からなんです、基金というところから取り崩して、今、事業だけを先にやっています。で、その基金に今、穴が開いていますから、税金が入ると後からそこから埋めていくという形です。

制度創設により得たもの

私たち、この制度創設によって得たものは、やはり、企業とのひざづめの意見交換ということで、全ての情報をオープンにしてやる、ですから、納税者と税を集める側のひざづめの意見交換というのが非常に意味があったし、今も税金以外の企業が困っている話を日々聞くという機会がございます。

2つ目は、私、今日、環境ということで来ています。で、この税金を作るときに、3つの部局が携わっています。税金に携わっている部局、環境の部局、あと企業を相手にしている、商工担当の部局、今まで、縦割りというのがあったのですが、今回のこの税というものをきっかけにして、役所の縦割りという文化が少しなくなったのかなぁと思います。

3つ目は税金というのはこれまで国会、国の方で決まるというイメージがありましたが、この税金というものを地方の身近なところで議論するというものがございました。

環境先進県づくりの目指すもの

最後でございますけれども、私たちのこの環境先進県作りが目指すものということで、1つ目がトイレ付きのマンション整備というのがありますが、要するに処分場を作って、企業が安心してこれからも活動ができることを三重県は保証します、というのが1つ。

2つ目が三重県にあれば、それは環境に優しい企業なんですよ、というそういうブランド作りができないかなぁということ。

3つ目はこうした環境に優しい県というのが全国に広がっていけば、これまで私たちは経済大国として、世界から尊敬を集めました、これからは環境大国として、世界から尊敬を集められるような国になるんじゃないのかなぁとそんな思いを込めております。ちょっと長くなりました、申し訳ありません。どうもありがとうございました。

総合司会（大林 ミカ / 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

駆け足で紹介していただいて申し訳ございませんでした。エネルギーとゴミ問題が密接に結びつくということもございますけども、新しい自治体主導の税、環境の税ということで今回はお呼びさせていただきました。

また、後ほど、ディスカッションなどでいろいろなお意見をいただきたいと思います。

では、続きましては、東京湾の風車計画、東京発自然エネルギー政策の狙いと意義ということで、都知事も40基、50基建てますよということをおっしゃっていますので、ぜひ元気な発言をいただけたらと思います。環境局の千葉さんよろしくおねがいします。

(3) 東京発自然エネルギー政策の狙いと意義 - 東京湾の風車計画を中心に -

千葉 稔子さん(東京都環境局)

皆さん、こんにちは。東京都環境局企画課の千葉と申します。どうぞよろしくお願い致します。

今日はですね、ここでお話いただきたいということ、飯田さん、大林さんから、私どもの企画課長のほうにいただいたんですけど、ちょっと都議会の関係等で来れませんが、じゃ、次の担当は誰か、というのになりますと、今度自然エネルギー担当をやっております谷口という職員がいるんですけど、彼、今デンマークの方に風車の現場をちょっと見に行っておりますので、私は代理の代理ということで参りました。申し訳ありませんがよろしくお願い致します。

それでは、実際お話に入っていきたいと思うんですけども、今日、私、ペーパーの方を用意しておりますので、そのペーパーをご覧いただきたいんですが、大きく分けて3つにお話をさせていただきます。

まず、1番目は、東京臨界地域での風力発電に関する経緯、昨年度から今年度にかけていろいろと経緯がございますので、その経緯についてご説明をするということと、現在の検討状況についてご説明するという、あと、表題にもありますように、東京都は自然エネルギーに対してどんなふうに取り組んでいくのかということについての方向性みたいものを紹介させていただきたいと思います。

それで、三重県さんとか、北海道グリーンファンドさんと異なって、実際の事例報告、こうやっているんだというところがまだちょっと見えないところがあって恐縮なんですけど、その辺はお許し下さいませ。

それでは、1枚おめくりください。

東京臨界地域での風力発電に関する経緯 都の総合計画における位置づけ

まず、1番目に東京臨界地域での風力発電に関する経緯ということなんですが、東京都は、石原知事になりましてから初めての総合計画であります、東京構想2000というものを平成12年に策定いたしました。

その中で、自然のもつクリーンなエネルギーを有効に活用するため臨海部など条件のよいエリアにおいて、民間資金によるモデル的施設の整備を進めるということ、これを3ヵ年のプロジェクトとして掲げております。

それを受けて、それぞれの局では、まあ、私は今、環境局なんですけど、公安局とかいろいろ局があるんですけど、その中で、政策の展開を図っておりまして、東京都公安局の方で今年2月に発表いたしました、東京ベイエリア21というものがございまして、このベイエリア21が何のかといいますと、東京公安臨界地域での土地利用のあり方とか、今後、臨界地域をどうしていきたいんだという大きな枠組みを提案しているものなんですけど、その中で、自然エネルギーの活用を図っていく、ここに書いてありますような、公安施設の補助電源として取り入れるなど、民間資金やノウハウを活用したモデル的整備を進める、また、商業的発電の可能性も検討していく、というふうに意思表示をしております。

それで、もう少し細かく申し上げますと、同じく、ベイエリアの中に、たとえば、中央防波堤外側地区などにおいて、民間が主体となって行う風力発電を導入していきたいというような、その点についての検討を進めていきますという提案をしております。

都議会での状況

さて、都議会ではどんな感じの議論になっていましたかといいますと、平成13年第1回定例会、これは今年の2月から3月にかけて開かれたものなのですが、公明党の都議からご質問がございました。

臨界地域における風力発電の導入は、東京の大規模な自然エネルギーの1つの起爆剤となるはずである。ぜひ、これに積極的に取り組んでもらいたいという質問がございまして、私ども環境局長がここに書いてありますような、答弁をさせていただいております。

環境負荷低減に向けた重要な課題であって、今後風力発電などの実現に向けて関係局と連絡会議を設置し、検討を進めていくと。

「石原知事と議論する会」での知事発言（平成13年5月28日）

こういう背景がありまして、そのあと、大きく展開を遂げましたのが、次のページの平成13年5月に、石原知事、1年に3~4回、都民と議論する会というのを開いておりまして、その5月のテーマは、地球環境がテーマになっておりました。

文明的に見ても、人類が存続できるか否かという瀬戸際に立っているんだという話を皆さんとお話させていただきました中で、1人の都民の方から、埋め立て地に良い風が吹いているんだと、で、その風は非常に重要なエネルギー資源であるので、そこに風車を建てるとか、太陽光発電をつけるとか、バイオマスのようなエネルギー発電施設を作って、そこで発電を行うという提案はどうかというふうな提案がなされました。

それについて、石原知事が、これ私ども（にとっても）全然、突然の発言だったんですが、『風力発電やります。東京も本気で自前の電力供給を考えていかないといけない。たとえば、さっき、大林さんがおっしゃったように、50、60の風車を建てても仮にそういうものを建てても、それで東京の電力をまかないきれないけれども、その一助にはなると考えている』と答弁をされております。

実は東京都の自給率というのは6%でございまして、これは1996年、すごく古い数字で申し訳ないのですが、10%に至っておりません。で、それぞれ会話とか、いろいろ皆さん、福島とか新潟などで発電された電気をいただきながら、東京都のエネルギー事情というのはあるわけなんですけど、それに頼ってばかりいないで、自分たちの、自力で出来る電源というものも考えていかなければならないという強い発信がありました。

ということで、この発言をしていただいた方がそこにいる有賀さんという方なんですけど、どうもありがとうございました。おかげさまで。

現在の検討状況について

この発言を受けまして、翌々日、庁内検討組織というものを立ち上げました。これは、自然エネルギー導入プロジェクトというものなんですけど、目的といたしましては、東京における自然

エネルギー導入拡大を推進するための率先プロジェクトとして、風車を主とした自然エネルギー発電施設を実現すると、で、こういうプロジェクトを立ち上げて、メンバーとしては、知事の直轄の部門であります、知事本部、あと、都市計画を担当しております、都市計画局、公園施設などを持ってあります、建設局、あと、公安域を管轄しております、公安局、それと私ども環境局などがメンバーで立ち上げております。

このあと、6月11日に環境の日の集いというのがありまして、都庁の大会議場で自然エネルギーは都市を救えるかというものでシンポジウムを開かせていただきました。

その折に飯田さんに基調講演をしていただき、あと、パネルディスカッションとして、NHKの小出解説員をコーディネーターに迎えまして、日本自然エネルギー株式会社の正田さんですとか、たとえば、太陽光発電協会の方ですとか、自然エネルギーの正田さんのところの、グリーン証書をお買いになったソニーの方ですとか、皆さんにお集まりいただきまして、ディスカッションをしていただきました。

その中で、非常に興味深かったのは、皆さんの話も然りなんですけど、参加してくださった方が、都民やNPOはもとよりなんですけど、企業の方がとても多かったということなんです。

風車の事業をですね、事業採算性のあるものだと捉えていただいているんだなあという状況をすごく肌で感じまして、いけるのではないかというような、強く勇気付けられた思いがいたしました。

検討内容

さて、庁内検討組織での検討内容として、今、どういうことをやっているのか、今までどういうことをやってきたのかということなんですけど、簡単にまとめますと、1つはどこに建てられるのか、ということです。で、もう1つは、この率先プロジェクトというものをどうやって進めていったらいいかという、その大きい2つの観点があります。

1番目にどこに建てられるのか、ということなんですけど、皆さんご存知かどうかなんですけど、東京港というのはですね、公安法に基づいて、公安計画というものが策定されています。公安計画っていったい何なのかといいますと、臨界地域の土地利用のあり方を決めているんですね。たとえば、ここは埠頭を建てるところだから、その用地は埠頭用として決めますよ、とか、たとえば、ここは、公園用として決めますよ、とか、そういう土地利用が決まっているわけなんです。

その土地利用の中で、たとえば風力発電のような施設をどこに建てられるのか、あとは、もし公安法との関係で建てられないというふうになった場合に、本当にだめなのか、とかそういうところをちょっと調整してきたというところがございます。

大きい2番目としては、土地所有者の問題になります。基本的には、民間企業さん、商業ベースでやっていただくということを主に考えておりますので、風車を建てる時には、どこの場所に建てるかで、その場所がだれが持っている土地なのかという問題が出てきます。

それで、すごくつまらない話に聞こえるかもしれないんですが、同じく、東京都でも東京都財務局というところが持っていたり、東京都公安局というところが所有者だったり、これは何の違いかといいますと、会計上の違いです。

これは、地方自治法に基づいて、一般会計で持っている人と、臨界会計、これ、正式にいいますと、臨界地域開発事業会計というものなんですけど、この臨界会計というものになると、独自

で、会計の収支を合わせていかなければいけない、つまり、税収に頼らずに、自分たちで事業採算性を見ながら、やっていかなければいけないというところがあります。そういう問題がまず大きい2点としてあります。

3番目、羽田空港の関係は見逃すことはできません。で、空路、高さ制限、あと新滑走路の問題等、国が提案しているもの、都が提案しているものがありますので、その辺について、高さ制限はどう網がかかってくるのか、これが3つ目の大きな問題です。

4点目で、知事が先ほど紹介いたしましたように、たとえば、埋め立て地で建てたという場合、地盤の問題があります。あとは、埋め立て処分場の埋め立て計画というものがあります。ご覧になったことがありますかどうか分からないんですが、一番最後のページの表側、参考資料2という東京湾の地図があるんですけども、この真ん中に東京港臨界道路って書いてあります。ここが中央防波堤の埋立地ということなんですけど、ここが、点線で囲っているところが、ゴミを埋め立てていくところなんですけど、この埋め立て計画との関係も見逃すことができない。で、支障にならないようにしなければいけない、というような話があります。

(参)「海上公園のあり方」中間報告(平成13年11月予定)

海上公園における新たな取り組みの方向性

あと、もう1つ、海上公園構想というものがあります。ちょっと参考までに少し詳しく紹介させていただきたいんですが、海上公園審議会という都で附属機関を作っておりまして、その中で新しい海上公園のあり方というものを提案しております。その取り組みの方向性で3つある中で、たとえば、こういう提案があるんですね。

中央防波堤内側処分場に大規模な海上公園を作ろうと、で、それは、1つは森林公園であったり、ふれあい公園であったり、もう1つは、自然エネルギー利用やリサイクルのモデル公園であったりしたい。1つは今までゴミの山だったものが、新しい環境学習というものに活かして、自然エネルギー・テーマパークみたいなものですね、そういうものについて活用していく方法もあるんじゃないかと、これは、来週13日にですね、この中間報告が出されて、多分、確実に都民意見募集というものがかかると思いますので、皆さん、ちょっと見ていただければと思います。

検討内容

さて、次に大きい検討課題として、率先プロジェクトのあり方というものがあります。これは、基本的には、民間が主体となって商業化をベースとしたものと考えておりますので、事業採算性との関係が欠かせないと思います。で、これらを今ちょうど本当に総合的に検討しているところで、じゃ、どうするんだというところは今のところ、まだ決まっていないので大変申し訳ないのですが、今日の報告はここまでとなってしまいます。

自然エネルギー政策展開について

もう1つ、大きい柱、3番目ですね、東京とは自然エネルギー政策についてどうしていきたいのか、というところです。実は、東京都では今、環境基本計画というものの改定の作業に入っております。

これは、すでに平成9年にできているものなんですけど、たとえば、自動車公害対策でディーゼ

ル・ノー作戦というのを皆さんお聞きになったことがありますでしょうか、あることを願いたいと思うんですけど。ディーゼル・ノー作戦のように、環境から見た政策のあり方がちょっと今までと変わってきたというところがあります。

あとは地球環境問題ですとか、ヒートアイランド問題ですとか、バックグラウンドになる状況が全然変わってきているということがあって、今年度改定するということになっております。

中間まとめの主な内容

1枚めくって下さい。8月に中間のまとめというもの出ささせていただきます、今後の重点分野として、東京都はこういうことを考えていますというのを発表させていただきます。

地球温暖化阻止に向けた取り組み

その中の1番目に、温暖化対策への先駆的な取り組みをやっていきたいと、じゃ、どういうものかということなんですが、まず、現状を簡単に説明させていただきます。

現状のところ、1990年に比べて、1998年の実測で、CO2排出量が6%増えております。今のままトレンドで見て考えますと、2010年には15%増えてしまう。

もし、京都議定書のように、90年比6%減ということになりますと、合わせて12ポイント下げなければいけないんです。12ポイント下げるといのは、非常に大変なことなんです。今でさえ、個々で、いろいろ家庭で省エネとかやっていたいていると思うんですけど、それでさえうまく下らないものを、2割下げなければいけないというところがあります。

次に現状ですが、東京では日本と比べて、業務部門、これオフィスビルなんですけども、業務部門の割合が非常に高い。これは事業所ビルの床面積が増加しているから、ビルがいっぱい建ってきたからということです。

あとは運輸部門、この割合が高い。これは乗用車の保有台数が増えたり、大型化していることが要因かと分析しております。

次のページにいきまして、現状なんですけど、この事務所ビルというところが非常に大きく伸びているというところを見ていただきたい。

温暖化対策の概要(中間まとめ)

次にどういう温暖化対策をやっていきたいのか、3つ柱があって、1番目に省エネを図っていく。2番目に自然エネルギーの導入、未利用エネルギーの活用を図っていく、3番目に経済的手法、環境税の創設などについて考えていく必要があると考えております。

自然エネルギーのところの2つなんですけど、1つは民間の自主的取り組みの支援と書いてありまして、これは、やはり、企業さんが環境に優しいからといって自分の身を削ってやっていくのも大変ありがたいのですが、やはり、企業さんも儲かっていくような仕組みとしてエネルギー政策はあるべきというふうに考えているということです。

あとは、先ほどの庁内検討組織でありましたような、都内でのリーディングプロジェクトをやっていくということです。で、

あとで、もう1回申し上げますけど、やはり、東京都で風車を建てられるところというのは非常に限られていて、風も北海道や東北の方にはとてもかきません。ですので、それをどうやっ

て広げていくか、風車のコストとか、東京から自然エネルギーの普及を図っていくための仕組み作りをどうやっていくかということが一番大きいポイントになります。

温暖化対策の展開に向けて

最後のページなんですけど、21 ポイントの削減が必要なため、石原知事の強いリーダーシップの下に、温暖化対策をリードしていくような施策を打って出たいということです。

環境基本計画の改定 - 今後のスケジュール

では、こういうものはどうやるの？ということなんですけど、年内に、多分今月末ぐらいに、環境審議会の方から答申をいただく予定です。それを踏まえて、年度内に改定の環境基本計画というものを策定していきたい、やはりその中でどういう仕組み作りがいいのかというのを一緒に考えていきたいと思っております。

石原知事の温暖化対策への姿勢

参考までになんですけど、我が石原知事の温暖化対策への姿勢として、別紙のところ、議会の答弁内容をちょっとベタで打ってきたんですが、中を少しご覧いただきたいんですが、上のパラグラフの真ん中あたり、つまり、人間の存在そのものが問われている状況まで環境問題は悪化してきていると、地球環境問題というものは、そういう歴史的認識というものが必然であると。

あと、その下に、下から 2 行目で、東京が率先して1つのパターンを作り、先進国の1つである首都から発信していかなければいけない。

2 番目に、下の方の真ん中なんですけど、同じく、これ、知事の基本的なスタンスなんですけど、温暖化対策はまさに人類の存在そのものが問われているという認識をもっていかなければいけないというふうに考えておりますので、ぜひ、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

総合司会（大林 ミカ / 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

全般的な東京都の取り組みにつきまして、本当に駆け足で大変申し訳ありませんでした。ぜひ、都のほうでも様々な取り組みを広げていっていただいて、また、こちらの場でそれを紹介していただけるように、政策が進んでいけばいいといいふうに思っております。東京都民として応援しております。

それでは、さっそく、続きましては、会場の自治体からの報告をいただきたいと思っております。では、まず最初に、北海道からわざわざおいでいただきました、稚内市企画調整部企画課の企画係長の吉田様よろしくお願ひいたします。

（４）会場自治体からの報告

（ ）吉田 一正さん（北海道稚内市企画調整部企画課）

北海道稚内市の吉田と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。

それではさっそく、私たちの稚内市がエネルギーに対してどういう取り組みをさせていただ

いているか、ご紹介させていただきます。

稚内の概要

まず、稚内の概要をお知りいただきたいと思います。このように北海道のいちばん最北端に位置しています。但し現在、私たちは日本のてっぺんと言わせていただいています。

稚内市内の風景

これが全景、風景でございます。

稚内市の自然条件

稚内市の自然条件をご紹介します。気温は夏場で最高 29 度程度、平均しますと、19 度と極めて冷涼なところでございます。年平均では 7 度ということになってございます。また、風速につきましては、年間平均風速が 20 メートル地点で 7 メートル、また、10 メートル以上の風速の日が年間 90 日以上ということになってございます。

新エネルギーの導入可能性評価 1

次に、エネルギーに取り組む際に導入について各種調査をいたしました。ご覧いただいておりますように、風力が圧倒的に向いているということで最初に風力から取り組むことにしました。

新エネルギーの導入可能性評価 2

次に同じく、エネルギーの導入の可能性について調査をしたところでございますが、これは、未利用、及び省エネに対しての調査を行った結果、私たちの町の農業の 98% を占めず、酪農家の方々の畜産廃棄物を利用することが適していると、それと、コージェネレーションに対して取り組んでいきたいということでございます。

先導的プロジェクトの抽出

次に、先導的プロジェクトとして大きく分けますと 2 つなんですけど、風力発電というもの 1 つ、それからコージェネレーションに対して 1 つということで検討いたしました。

風力発電建設推進への先導的取り組み 1

次に、先導的取り組みといたしまして、まず、平成 7 年に風車建設に向けて具体的な取り組みを開始してございます。最終的に平成 10 年の 10 月に稚内公園に 225 キロワット級の風車を一基、総事業費 1.4 億円をかけ、NEDO との共同研究事業として建設いたしました。こちらの方は主に公園施設の電力供給をやっております。

風力発電建設推進への先導的取り組み 2

次に、同じく、フィールドテスト事業から、次のような条件整理が必要であるというような結果を得ております。

- ・風況がよいこと
- ・用地取得が容易であること
- ・系統連携が容易
- ・土木工事が容易
- ・建設のための法的諸条件をクリアーできること
- ・住民の合意形成が可能であること（環境・景観）

風力発電建設推進への先導的取り組み 2

そのような調査を行っていきますと、当然必要とされてくるのがガイドラインでして、各種制限をしていかなければいけないという経過もございまして、これは平成 12 年 3 月から本格的に制定を見ました。

風力発電施設建設の現状

風車の現状でございますが、今のところは 17 基建設されておりまして、全部で 1 万 9 千 3 5 5 キロワットの電力を供給してございます。

風力発電施設建設の景観

その景観でございます。こちらは、つい 11 月 6 日に稼働を開始いたしました、発電力 1 6 5 0 キロワット、塔の高さ 1 0 0 メートル、羽の直径 6 6 メートルという国内最大級の風車でございます。同じく、民間によりまして、風車建設地域でございます。次に、これは、稚内市の水道部が私有地に建てました、6 6 0 キロワット級 3 基の景観でございますけど、こちらの方は、稚内市の浄水場の電力を約 9 0 %まかなっている状況でございます。それから、こちらはまだ実現していないんですけど、1 0 0 0 キロワット級 60 基を建てる予定の景観でございます。

コージェネレーション導入の現状

次に、コージェネレーションについての取り組みでございますけど、主に、現在、2 点について取り組んでございます。

1 つは、市役所本丁を取り巻く 3 施設に対するエネルギー技術道順のアドバイザリーを実施しております。

それからもう 1 つは省エネということで、温泉ドームを中心とする、市の公共施設 3 施設に対するフィジビリティスタディーを行っているところでございます。

コージェネレーション導入推進 1

これが、1 番目の取り組み例でございます。

コージェネレーション導入推進 2

これが、先ほどの温泉宿泊施設関連のコージェネの FS を行っている地域でございます。市民温泉ドームが、近々中に熱量が不足することがはっきりとわかっているものですから、思い切ってコージェネレーションを取り組もうとしているんですけど、特徴的なこととしましては、一般的なエネルギーのほかに、私どもの基幹産業であります水産業の方から出ます廃棄物、ロープですとか、魚網、それから、廃タイヤですとか、漁船の廃油等を利用した施設を建設いたしまして、このガス化をしたエネルギーを、副次的に、補足的エネルギーとして使っていきたいなど、その辺が特徴かなというふうに言えると思います。

新・省エネルギー導入促進の背景

環境共生型都市づくりの推進

次にこれは、私どものポリシーでございます。人と、地球に優しいまちづくりの推進ということで、4 点ほど挙げさせていただいております。

新・省エネルギー導入促進の背景

将来的に向けた具体的な取り組み例

また、将来的に向けた具体的な取り組み例としては、ここに 6 点ほど挙げさせていただきました。

新・省エネルギー導入促進活動 2

その活動の 1 例でございますけど、環境市民団体によりまして、昨年 2 月に、スタディーツアー、エコツアーが実施されました。このエコツアーの実施結果から、ツアーとしてはなかなかおもしろいものがあるという結果が得られたことと、ただそれだけではなくて、遊び

の要素を取り入れながら、子供たちに対しても環境教育等も取り組んでいければというふうに考えております。

新・省エネルギー導入促進活動3

次に、導入促進活動例でございます。自然体験エコビレッジというのがございまして、宗谷丘陵というところにこのような施設を建設されて、民間の手によって建設されております。こちらの方では文明社会から離れて、自分たちのところについている風車と、それから太陽光発電によって、まったく現代社会と離れた生活を体験してもらおうというような施設となっております。

新・省エネルギー導入促進活動4

次に、平成15年に新図書館を建設する予定なのですが、こちらの方にも、各種、エネルギーというものを考えられるような施設を作って建設していく予定でございます。

新・省エネルギー導入促進活動5

次に、活動といたしまして、今現在、洋上も検討されており、こちらの方は近々実現する予定でございます。

新・省エネルギー導入促進活動6

天然ガス資源の調査推進（富士見地区での天然ガス資源試錘調査）

これは、昨年7月から10月まで行われました天然ガスの試錘調査です。5300メートルの深さでやったんですが、残念ながら、ガスの流出を見ることはできませんでした。

新・省エネルギー導入促進活動6

天然ガス資源の調査推進（サハリン沖での石油・天然ガスとパイプライン）

隣国のサハリンで、今盛んに、大陸棚の地下資源開発が行われておりまして、天然ガスも当然流出しております。その天然ガスを稚内でも利用したいということでございます。

稚内まちづくりフォーラムとガウディー展

最後なんですけれども、本年の6月24日から7月1日までエコをテーマにしましたまちづくりフォーラムとかガウディー展というのを開催いたしました。この中でガウディーが言っている通り、私たちは今一度自然というものを考え直す必要があるんじゃないかということとで終わらせていただきます。大変早口で申し訳ありません。

総合司会（大林 ミカ/「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

本当にもっとじっくりとお聞きしたい内容ばかりで、非常に興味深かったんですけど、かにを食べないかに...?と後ろの方で声が上がってありました。また、もし時間があればご紹介いただければと思います。

それでは、本当に早速で申し訳ございません。続きましては、悪風である「清川ダシ」を町の資源として、本当に有名な資源、エネルギーに育て上げた、山形県の立川町の方から、企画開発課、今田さんの方から立川町の取り組みについてご紹介いただきたいと思います。それでは今田さん、よろしくお願い致します。

() 今田 幸雄さん(山形県立川町企画開発課)

山形県立川町からの報告

こんにちは。山形県の立川町から来ました今田と申します。よろしく申し上げます。
大林さんが早く早くといっているようですので、手短にご説明申し上げます。

1. 風力発電事業における自治体の特性と課題

(1) 社会的意義と住民合意

行政が風力発電等、自然エネルギーに取り組む場合に必要なのは、社会的意義と住民行為ということでお書きしましたが、これがなければなかなかやりづらいということでございます。

立川町の場合も、村おこし、地域活性化でスタートしたわけですが、これが、だんだんマスコミ等に取り上げられまして、また、環境問題やエネルギー問題が後押しをしてくれまして、けっこうなマスコミへの出現率になってございます。

ある会社に無料でどれぐらいの経済効果かとお聞きしましたところ、うちの方は平成4年からやり始めて、平成9年に聞いた話でございますが、9億~10億であろうというように、新聞に載ったら、テレビに載ったら、これぐらいの金がかかりますよということで計算してもらいましたらそのようなことございました。

まあそういうことがございまして、町民も社会的な意義等を理解いただけたものだろうと思います。

それで、もう1つは、風も、自分の町の財産だということに気づいたのじゃないかと思えますし、我々もそう気づいたということです。今までは厄介者という考え方でございました。

財産だとすれば、それに税金を使わせてもらえる意義と価値も町民のみなさんからわかってもらえるんじゃないかと思ったわけでありまして、責任は当然、首長が取るわけでありまして、多少のリスクはあっても挑戦できるのが自治体の特徴ではないかと思っております。

(2) 住民・議会・国・県・マスコミの厳しい目

もう1つの特性としまして、ここに、厳しい目ということで書いておきましたが、いろいろな目が360度の角度から我々がやろうとしていることを見ているわけでありまして。

税金を使うわけですから、当たり前だと言えば当たり前ですが、住民の厳しい目といいますのは、首長は選挙で選ばれますので、アンチ町長派というのが必ずありまして、それは何があっても反対だというのが必ずどこにでもあるはずなんです。

それから、福祉、教育優先という考え方もありますので、限られた予算でありますから、そういうことも理解できないわけではないのですが、もちろん元気になると、町民から誇りをもってもらうということでやりたいというところで、ご理解もらうような努力をしているところでございます。

もう1つは議会というのがございます。大なり小なり、議会は厳しい目ではありますが、うちの特徴的な例を一点だけ申しますと、立川町が立川町の税金を使って、なぜ、地球環境とかをやらなければならないのか、地球環境をやるのであれば、国や県がそういうレベルでやるべきではないかという議論であります。

税金はもう少し身近なところで使ってはどうかというような論法で迫ってきます。

でも、やれるところからやらなければだめではないか、やれるところをやるべきではないか、で、一緒にやれるところがあれば、手を組むべきではないかというような発想から、なんとか半分以上の賛成をもらってやれるわけでありませぬ。

それから、国、県、がございませぬ。これは2分の1補助をもらいませぬ、あとの2分の1を手当てするかとございませぬ。当然、借金をするわけでありませぬので、その財政上のものについて、県は厳しい目で我々に色々な難問を押し付けて参りませぬし、国の方からは、いろいろな法規制がございませぬ。先ほど、航空法の話がございませぬましたが、うちの方もございませぬ。農地ほうもございませぬ。

それから、また県のレベルで言いますと、建築確認申請というものがございませぬ。うちの方に現在9本建ててまして、今、1500キロを1本、10本目をやろうとしたんですが、9本までは建築確認申請は必要でございませぬでした。10本目、初めて、今年申請しましたら、建築申請を出せということでございませぬ。まあ面倒ですから、喧嘩するよりは出した方が早いということで、出したんですが、いろいろ調べましたら、その担当者がただ代わったということ。となりの町が秋田県ですが、ここはいりませぬ。青森県もいりませぬ。そのようなことで、山形県だけが必要だと。担当者が代わるという状況があるということで、いろいろ難問というか、邪魔が入るということでございませぬ。

マスコミの厳しい目ということでございませぬますが、うまくいっているときは、マスコミさんは、よく取り上げてくれますので、先ほど申しあげました通り、町民の誇りにもなりますし、社会的意義を勝手に訴えてくれますので、ありがたいわけでありませぬが、ちょっと間違いを起こしますと、すぐにそれも取り上げてくれます。

うちのほうで、油漏れ事故というのがございませぬました。田んぼに飛散しまして、田んぼが10平米ぐらい稲が黄色くなりました。それで、厳しく書かれました。それは当然でありませぬ。ただそのことについては、隠すことなく全て見ていただきましたし、全ての農家の人にも聞いていただきました。土もわらも、全部調査をいたしました。それで全部情報公開いたしましたところ、全体に影響のあるものはないという結果がございませぬましたので、うまく収まったわけでありませぬが、そういうふうないいときもいいんですが、厳しいときは厳しい、行政から見ればですよ。厳しいというところも考えられます。

(3) 強風地域は過疎地が多い

それから、風の強いところは全部過疎地だという、まあ、東京都さんは過疎とは言えませぬが、大体がそうでございませぬ。

風が強いし、産業が育たないし、住民にとっては住みづらいところでありませぬので、過疎になるのは当たり前でございませぬ。誰もがもっと快適なところに住みたいと思うのは当然でありませぬ。

ただ、これを、先ほども申しあげましたが、風を財産だと考えますと、逆にものを考えればいいのかなと思ひませぬ。逆に過疎で誰も手を付けませぬので、自然はそのまま残っている、環境が守られていると言えばかっこいいんですが、環境が誰も手を付けなかつたのでそのままだというようなことだと思ひませぬ。

それではこれを使って何かやればいいのかというようなことも考えますし、過疎は人口が少ないので過疎と言いますが、少ないだけうちは7000人でございます。東京都さんが4回か何か、小さな語る会というのをやったそうですが、うちは47集落ありますが、全部回ります。

7000人の人口で全部回りますので、まあ、小さい町でありますから全部回れるわけでありませう。まあそんなことを考えますと、住民への説明、啓発がやりやすいわけでありませう。理解も得やすいわけでありませう。そして、理解を得ますと、団結心が強くなります。そんなことで、やり出しますと、応援団になってもらえます。それがあつた意味では過疎の利点ではないかなと思つておられます。

これから、自然エネルギーなどをやる場合については、過疎地の方が面白いということで、皆さんぜひ、過疎の方に足を向けていただければと思つます。

(4) 隣の町に手を出せない

それから、となりの町に手を出せないということです。これは当たり前でございますが、道路上にはありませんが、地図には線が引かれておりまして、実は私の町のとなりにもいい風が吹いているわけですが、実は、私どもが1番目にやったものですから隣の町長さんが3番目や4番目じゃおもしろくないと、だから絶対手は出さないという言い方ですが、我々から見れば、非常にもったいないものがございます。でも、行政という仕組みがあるわけでありませうから、その町には手を出さないということでございませう。ただ、民間さんが場所取りやなんかでガタガタ入ってくる場合もありますし、乱開発をして逃げるといふ場合もありますので、行政があつたほうがいいのかと、まあ身の丈に合った仕事がやれるといふことで考えればいいのかと思つておられます。

(5) 技術の専門家がいない

技術の専門家がいないといふことでございませうが、当然であります。小さな町で、うちは120人の職員しかございませぬ。そんなところでして、電気の専門家は全くおりませぬし、町でいちばん悩んでいる雷の専門家もいませぬ。

民間さんの力を借りることになりますので、風車を運営するランニング・コストは高くなるといふことは当然であります。

ただ、民間さんが入ってきますと、いろいろ情報を逆に持ってきてくれますし、まあいいところもないわけではないのでありますが、専門家がいないといふことでもあります、大変、我々職員は苦労することがございませう。

1500キロ1基、昨年の夏から建てるようにしてまいりましたが、簡単に数えてきたんですが、風車の選定から電力会社との打ち合わせ、補助金申請、法規制、国、県への説明、住民説明会、地権者交渉、といふだけで66回の会議数を費やしております。

ただ、議会の説明やら、それから、内部での説明、それらは入っておりませぬ。それらを入れますと、100回ぐらいの動きをしているのではないかなと思つているところではございませう。

大変なことへの挑戦といふことでございませうが、我々町から見れば、規制の緩和と手続きの簡素化も進めていただければ大変ありがたいと思つたところではございませう。

2. 風力発電推進市町村全国協議会の役割

(1) 活動 (2) 実践 (3) 協力

全国協議会のこと書かれておりますが、まあこういう3つの柱でがんばっているということでございますので、ご理解賜りたいと思います。終わります。

総合司会(大林 ミカ/「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

簡潔に取り組みと問題点をまとめていただき、大変ありがとうございました。

それでは、続きましては、長野県の飯田市から宮内さんの方から飯田市の取り組みについてご紹介いただきたいというふうに思います。

それでは、宮内さん、よろしくお願い致します。

() 宮内 良人さん(長野県飯田市環境保全課)

長野県の飯田市から来ました宮内でございます。今年、新エネルギー担当ということで、今年から仰せつかりまして、まだ係にはなっていませんが。

信州からエネルギーデモクラシーの実現を目指して

最近とても気に入っている言葉がございまして、「信州からエネルギーデモクラシーの実現を目指して」ということで、飯田さんの著書を読みまして、これをパクっちゃったんですが、名詞にもこれを入れてあります。

エネルギーデモクラシーというなんともアンティークな言葉が、大変私、気に入って、本人にはメールでこのようにしましたということで、言っておりますので、今日、先ほど、名詞を渡しておきました。

この左の絵が原田泰治さんがちょうど飯田市に住んでおりました。小学校のころまで住んでいたそうです。ちょうどこれ、飯田市の原風景です。今でもありますね、これ。ちょうどカキ吊るしたようなところね。これちょうど原田泰治さんもおりました。一応、まあこんなところです。

日本列島の中央

真ん中に長野県があしまして、その最南端だということで、10万6千の都市でございます。

今まで事例発表してきた方、こういうことやりました、こうやりましたというお話だったのですが、どうして飯田市は、このような中でエネルギーの問題へ取り組めるような基盤が出来ているか、そこらへんをちょっとお話ししたいと思います。

飯田市全景

これ、飯田市の全景でありまして、向こうに見える山が南アルプスでございます。で、右の方が、塩見岳とか赤石岳とかですね、あそこらへんですね、もう、すぐに登れます。

風越山、名水百選・猿庫の泉、棚田百戦よこね田んぼ

それで、風越山 2535メートルということで、カタゴシヤマというんですが、シンボルの山でございます。そして、何とか100選とかいうのによく出ますよね、最近も香り100選というのに載りまして、りんご並木の香り100選だということで載っておりますが、よこね田んぼ100選、棚田100選ですが、名水100選というのもでございます。

市民憲章

このように、飯田市の市民憲章ということで、石のところこう書いてあるんですよ、“私たちは美しい自然を守り、美しい環境の飯田市を作ります”とこう書いてあります。まあ、こういうところから、いろいろ基盤があるのかなという感じがあります。

飯田市の基本構想

96年に飯田市の基本構想というのを作りました。これなんです。その中で、50人会議というのを作らして、4班に分けました。そうしたら、4班全てが、環境にやさしいまちを作りたいんだ、という全員がそういう話になりました。

そのなかで、目指す都市像というものは決まりました。環境文化都市という、これ名詞が2つ付いているので、何のことかよく聞かれるんですが、まあ環境文化の都市を作っていこうということになりました。

行動理念

その行動理念を読んでおられますと8分越えちゃうので読みません。“人も自然も美しい輝くまち飯田”ということでございます。

21世紀は環境の世紀

21世紀は環境の世紀ということで、環境文化都市ということで掲げてましたので、その環境の時代をチャンスとして捉えていく地域戦略をやっていこうというわけです。

21いいだ環境プラン

これが、当時、大変脚光を浴びたそうです。21環境プランということで、市民の方と一緒に環境プランを作ったということで、この中に自然エネルギーが盛り込まれました。

飯田市の新エネビジョン

平成7年に新エネビジョンというのを作りました。大変早かったのですが、企画の方で作りました。その中で、どうふうにエネルギーをつくっていくかということでございます。

太陽光発電

それで平成9年にできたのが太陽光発電でございました。これ、市長もうちは日本一の普及率だということですが、確かに一応、日本一ということはどういうことでございます。

2000年には1.24%になりました。そして、2010年には30%ということなんです、とても無理だなと思っているんですが、というのは、最近受付がないんですね、それで、どうしようかなと思っているんですが、土地柄っていうものがあると思います。

というのは、飯田というところは大変日照時間が長いところでございまして、その中で、やはり人々が、体感の中で、太陽の恵み、ありがたさを十分にわかっているかと思えます。そういった中で、太陽熱温水器、これの普及率が30%ございます。そして、そのころ、温水器が30%なら、太陽光も30%だという話で、30%になったそうなんです。

土地柄といいますが、たまたま、飯田市は利子補給というのをやっているのですが、利子の補給、200万円を限度として、利子の補給をしております。10年間で貸し付けまして、利子の補給、今年3.2%ですので、その補給をしております。

その中で、そういった日照時間が長い、太陽の恵みがある、という土地柄が、利子補給を引き出したものかと私は思います。

そこに、思想がローカルでなければいけないという理由が必ずあるかと思えます。私がやったわけではありませんが、太陽光発電が日本一になった中には、なっただけの理由があると思いま

す。僕は土地柄だと思っております。土地柄がベースの中で、先ほどいいました、基本の都市構想をどういふふうにしていこうかなという中でも、みなさん、環境に対して優しい何かをしたいというベースがあるかと思えます。

バイオエネルギー研究会の発足

今年4月に私になりまして、私どもがやり始めたことなのですが、一応どこでもそうなのですが、バイオエネルギーを林野率が71%ですので、これも土地柄なんです、よく、普及率が太陽光が一番だということで、ものすごい視察が参りまして、どういふ土地柄なんですかと問われて知りませんという方が大変多いんですが、これも土地柄をきちっと自然的、歴史的、社会的条件の中で考えているというところから出発しているんです。

まあ、短期としましてぜひペレット化をしていきたいということで、来年、ちょうど焼却炉の構造基準の強化がございますので、その中で、製造業、そして、製材業、建設業、造園業と大変困っておりますので、ぜひペレット化をしていきたいと思っております。

そして、3年間の実施計画の中で、実施者のヒヤリングの中で、3年間で、いわゆる、木材多角的活用センター、いわゆる、木材を集める場所ですね、3ヘクタールくらいなんです、そこをしていただくということで、実施者の方も納得していただいて、実施計画の方につきました。

短期計画のペレットだけなら、もうやめようかと私は思っていたんですが、いわゆる、木材も一緒になって、多角的な基地を作っていただけるという中で、長期的展望としてその中で、治水の跡地が100ヘクタールあるんですが、治水対策事業というのがあるんですが、天竜川がずっと流れておまして、それが氾濫をおこしまして、治水の対策で土盛りをしました。そこが100ヘクタールあるんですが、そこを、環境に優しい住宅にしていこうというのがございまして、地域暖房、ちょうど場所も一応、内部的には決まっておりますので、そこからですね、たくさんの端材等が出ますので、出た段階におきましては、地域暖房をしていきたい、そしてまた、今、流行りのメタノールを作って燃料電池への利用もしていきたいなというような長期展望でございます。

新エネルギー研究会

先ほど言いましたように、自然的、歴史的、社会的な状況を加味しまして、さらに飯田市に合致した再生可能なエネルギービジョンを作っていきたいなと思っております。以上でございます。

総合司会（大林 ミカノ「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

どうもありがとうございました。

それではですね、さきほどご紹介間違えてまいまして大変失礼いたしました。関東からということで、埼玉県川越市の環境部の久都間さんから川越市の取り組みについて、大変日本的にも有名になった取り組みですが、ぜひ、ご紹介お願いいたします。

（ ）久都間 益美さん（埼玉県川越市環境部）

埼玉県川越市の久都間と申します。先ほど、100選の話が出ましたが、私どもの川越はつい先日、音風景100選の全国大会をやらせていただきました。先ほど出た香りの方でも、私どもの菓子屋横丁が香り風景100選に入っております。菓子屋横町といいまして、金曜サスペンスドラマで浜木綿子が出るドラマなんですけど、場所もですね、川越のその香り風景の場所になっています。

ぜひ、お越しになっていただきたいと思います。

「1%節電から始まる地球環境の保全活動」

(1) 1%節電運動

私どもの取り組みが、やはり、先ほども出ましたように、私どもも、けっこう、視察の方、多く見えていただいております。今日も、市長の方は、浦和の方で、出演しております、私が、こっちに出てきたんですが、きっかけは、平成7年の12月に起きた、もんじゅのナトリウム漏れ事故がきっかけでございます。

そのきっかけで、私どもは海がございませんで、原発ができることはありません。ただ、それを使えばなしでいいんだろうかという議論がありました。で、消費地が消費するだけで、勝手に消費して、まあ、よそのうちで作っているのだから、うちの方は大丈夫だろうということでは済まないだろうということで、じゃ、できることから、節電をしましょう、節電をするのも、京都議定書じゃありませんが、6%、また6%、6%で12%、そういうふうに言うと、なかなかきついなということで、1%、とりあえず、1%節電しましょう、という運動を始めました。

エレベーターを使うのを100回に1回、階段を使いましょうよ、という運動です。

勤務時間のお客様がいない時間、お昼休みは消灯しましょう、ということから始めました。それで、私も当然ですが、市長も、私どもの方で電力を1年間に使っている量というのを知りませんでした。で、ご家庭の奥さんですと、多分、うちは、毎月大体、これくらい電気量がかかっているなというのがわかっていると思うんですけど、地方公共団体はいろいろ施設が分かれています。多分、その施設ごとに電気料金をお支払いになっているわけで、自分のところの団体でいくら電気料金を払っているかどうか知っている団体というのはあまりないと思うんですね。

私どもで約10億弱払っています、1年間に。1%節電することによってなんぼかっているのはすぐわかりますよね。

それで運動を始めたのが、(平成)7年の12月の(もんじゅの)ナトリウム事故を受けて、(平成)8年から始めました。8年から始めてですね、7年度を基準にしますと、毎年約5~6%、確実に節電出来ています。

OA機器もどんどん増えています。その中で工夫しながら減らしています。こういう機器を買うときは必ず、省エネマークが付いたものを買きましょう、と。で、OA機器を買うときは、私のところに書類が回ってきます。それに該当するかどうか、私のはんこを押さないと買えないことになっています。

塩ビ製品を買うのは、塩ビ製品に代わりのものがあれば、必ず、違うものを買いなさい、ということ。塩ビ製品しかない場合は、私のところに書類が回ってきます。私のはんこを押さないと買えません。ということにシステムがなっています。

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

それで、浮いたお金をどうしましょうか、ということになったんです。それを、一般家庭で太陽光発電システムを作りたい方に、1キロワット10万円差し上げます。4キロワット、通常ですと、大体、3~4キロあれば、一般家庭の昼間の電気はまかなえます。

いわゆる、30~40アンペアぐらいの電気量があればまかなえますので、4キロワットまで、40万円まではただで差し上げますよ、という事業を平成9年度から始めております。

件数的にはまだまだなんですけど、今までに、180件ぐらいのお宅が、私どもの補助を受けて、付けていただきました。

これは、個人の財産に対して、補助を差し上げるわけですから、多少、問題があるのかなという意見もあったんですが、まあ、市の職員が節電で浮いたお金をそれに回すのなら、いいだろうということで、さして議論もなく、これを進めさせていただいています。

公共施設への太陽光発電システム導入

それだけでなく、私どもには、公共施設に対しても積極的に、太陽光発電システムを取り入れています。

これもシステムを作りました。新しい施設、大規模改修工事の場合は、必ず、太陽光発電システムが付けられるかどうか、検討しなさいということになっています。したがって、今後、私どもで建つ公共施設は、必ず、多分、太陽光発電システムがのります。大規模改修工事の際にも、のせるようにします。

あと、新エネのコージェネですとか、今後どんどん取り入れられるんでしょうけど、マイクロガスタービンですとか、燃料電池等も使えるようになれば、使っていきたいと考えております。

また、その節電で浮いたお金で、個人のお宅でブロック塀でできている塀がありますよね、塀の撤去には1メートル4000円差し上げています。で、緑にさせていただきますと、さらに、5000円差し上げます。ブロック塀を撤去して、緑の家垣を作っていただくと、1メートルあたり、9000円差し上げております。

その他にも、雨水の利用の貯水槽を付けていただく場合にも補助を差し上げていますし、節電で浮いたお金を環境に回していくと、というスタンスで取り組んでいます。

これを私どもの方では、省エネから創エネへ、新しいエネルギーに、省エネで浮いたお金を新しいエネルギーへ回していこう、そのコンセプトは、先ほど申しましたように、使えばなしだけでいいのかな、それはちょっと違うんじゃないの？ということなんです。

それで、私どもの方の、月曜日の11時55分、お昼ちょっと前にですね、週に1回ですけど、こういう放送を流します。

“環境政策課よりお知らせします。現在、川越市では、原発が最小限で済むように、地球環境の保全を考えて、電力を1%削減する運動を行っています。昼休み中は、業務に支障がない範囲で、事務室内の消灯に努めましょう。また、登庁時、退庁時等はなるべく、階段を利用されるようご協力をお願いいたします。”

これを毎週月曜日に流しています。その成果を市民に還元していくというのが私どものスタンスでございます。どうもありがとうございました。

総合司会（大林 ミカ / 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

大急ぎで、本当に、みなさんありがとうございました。

それではですね、続きまして休憩に入らせていただきたいと思います。ご覧のように、若干、17分ほど遅れておりますので、大変申し訳ございませんが、5分間のみお休みとさせていただいて、休憩再開いたしましたら、諸富先生がいらっしゃるのでも安心して休憩に入ることが出来るんですけれど（笑）諸富先生のお話を伺って、ディスカッションの方に移らせていただきたいと思います。では5分休憩いたします。

3. 基調講演「自治体主導の環境政策の意義」

(横浜国立大学経済学部 助教授 諸富 徹)

総合司会(大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク))

それでは、休憩後、第2部ということで、「自治体主導の環境政策の意義」ということで横浜国立大学経済学部助教授の諸富 徹さんをお願いいたします。

諸富 徹さん(横浜国立大学経済学部)

横浜国大の諸富と申します。今日はよろしくお願いたします。

今日は、基本的には自然エネルギーということで全体的なテーマが設定されてきているかと思いますが、私自身はもう少し広げまして、エネルギーを含めた温暖化政策地球温暖化防止政策あるいは、もっと広く全般に環境政策という風に広げて、そしてその中で自治体が環境政策を主導して進めていくことの意義ということについて、お話をしたいと思います。

全体的な構成としては、こちらにレジュメで配っていただいているかと思しますので、そちらを中心にお話を進めていくことにします。

一番目はその自治体がですね、日本の自治体というのは元々もう公害問題の時から実は主導でかなり国政自体を動かしてきたというポイントですね。

それから二番目はですね。温暖化防止政策という風なことを考えた場合に、自治体は何か非常に遠いといいますか、温暖化問題というエネルギー政策もそうですが、国がやることであって、特に国際条約が絡んできたりすると、自治体はもう全く関係のないかのような感じがいたしますが、実はそうではなくて、自治体が非常に役割として重要であるということ。

それから三番目は欧州なんですけど、実際にヨーロッパでは相当程度、自治体が政策を行っている、そして温暖化防止政策の観点から言っても、相当程度自治体が、これは州レベルないしは市町村レベルを含めてですけれども、実際に政策をやっている。

そして四番目は、最後に政策の実験という言葉を使いましたけれども、実際に自治体为先駆的な政策をやっていくことの必要性を最後に述べまして、まとめというふうにしたいと思います。

・日本における自治体主導の環境政策の経験

まず日本における自治体主導の環境政策の経験ということですが、これまで公害問題に関しまして、大体、例の1970年の公害国会というのが有名ですが、そこに至るプロセスの前に実はかなり自治体で、すでに先駆的な政策が行われています。その一つが公害防止協

定です。

これは最初に締結されたのは横浜市で1964年、そしてそれに引き続いて68年。これは火力発電所からの排出に関して協定が結ばれたということなのですが、実はこの公害防止協定というのは、タイトルに「環境政策の実質化」と書かれているように、国の政策よりも実質的な意味を持っていたという意味で、実は実質化と言うふうに書いてあります。

これはあくまでも、法的な罰則だとか、ここで協定を結ばれた内容ですね、内容とか排出に関するものだとか、そういうものが規定されているわけですが、それは別に守られなかったからといって罰則があるわけではない、そして法的な拘束力もないわけなのですが、これは純粋に紳士協定として、自治体と電力会社の紳士協定として、信頼関係に基づいて結ばれるわけです。ところが、これこそが国の法律を超えて効力を持ったという点がおもしろい点であります。

実際に企業というのは、自治体で立地して、自治体で非常に大きな便益を受けながら操業しているものですから、自治体の理解を得られない、ましてや地域住民の理解を得られないと、実際には操業はできますけれども、非常にやりにくいということがございまして、自治体との関係を非常に重要視しているということが、この時に起きてきています。

当然この当時ですから、硫酸化物を中心とした大気汚染問題が非常に深刻であったわけですね。このとき四日市を始めとして公害問題、ぜんそく問題が起きまして、公害裁判が起きます。四日市公害裁判では原告側が勝訴していくわけですがけれども、それで四日市の判決を受けて、実は公害健康被害に関する保障法が成立いたします。

保障法とは何かというと、公害認定患者というふうにして認定された方、例えば四日市問題公害であれば、ぜんそく患者の方は公害病と認定されたら、基金から補償を受け取ることができるようになったわけです。

この補償の原資、お金はどこから持ってくるかということ、企業ないしは電力会社がSO₂を排出するその排出量に応じて、実は賦課金というものがかけられて、これは環境税の起源のようなものですが、賦課金というものを払うことになって、それを全国でプールしてファンドを作るんですね。そしてこの基金の中から公害病と認定された方に補償という形で行われるわけです。

この保障が可能になったのはもちろん四日市公害裁判で原告が勝訴したからであります。この方式というのは一種の環境税のようなものでして、ずいぶん環境税のようなものがSO₂に関して課されたことで随分インセンティブ効果があった。つまりSO₂の排出量がその後、ぐっと減少していくわけなんですけれども、これに随分効果があったと言われております。

しかし、私の大学院時代の同僚といいますか友人でありまして、現在明治大学の先生になった松野さんという方がおりまして、この彼の有名な研究の一つが、この公害健康被害保障法の下におけるSO₂の賦課金と、自治体が結んだ公害防止協定とを比較して、どちらがSO₂の排出の急速な減少に効果があったか、ということを検証するという研究を行いました。

結果を述べますと、それまではSO₂の賦課金、これがやっぱり大変企業にとって重かったからSO₂の排出を減らしていったんだろうというのが通説として実はありました。

ところが、彼が調べたところ、むしろこの公害防止協定が非常に重要な役割を果たしていたということを明らかにしました。

もちろんその公害防止協定の基準は極めて明快に定められていて、企業側も極めてこれを重視したということもあるのですが、賦課金の実際の高さに比べて、企業が実際に投資したコストは遥かに高いものだったそうなんです。

ですから企業にとっては賦課金を払うのと、自分が汚染を削減するのと、どちらが得かなということ判断して、どっちかに決めるということを通常、経済学では考えるんですが、遥かに損得勘定を上回って、公害防止投資をやったというふうに言われています。

その原動力になった、その担保になったのは何かと言うとこの公害防止協定だと言われています。それを、松野さんがまさに明らかにした点なんです。

他にも環境系を盛り込んだ防止協定というのも制定されましたし、有名な点は国の基準を超えているんな形で規制への上乗せ横出しが行われたと。上乗せというのは国より遥かに厳しい基準を設けること、横出しというのは規制対象を広げることを意味しています。

総量規制というものも公害、特に大気汚染に関して総量規制を導入することも行われました。

最近にいたりましては、例の東京都で自動車税制のグリーン化というものが行われまして、これは私も参加しておりました大都市税制研究会というのが東京都の主税局の中に設けられておりまして、これは今の東京都の税制調査会、東大の神野直彦先生を座長にして、今動いておりますけれども、前身で大都市税制研究会というのがございまして、こちらは確か98年に議論を始めたと思うんですが、前身の大都市税制研究会の時にこれを議論いたしました。

私が参加した時に、後に有名になる当時の大塚主税局長が、最初にこの議論をする時に挨拶に立たれて、これまで税制というのは極めてコンサヴァティブといいますが、非常に保守的であって、自治体の税務課の職員というのはまじめに税を既存の法定で決まっている税を徴収する、確実に徴収するという仕事をしてきたけれども、何か環境のために税制を使っていくと、こういうことは考えたこともなかった。

だけどこれからの時代は何ができるか、税制側としてどういう対応ができるのか考えていきたいということで、我々は例えば、東京では自動車による大気汚染問題というのは極めて深刻である。これは主として環境局の仕事かも知れないけれども、税制上、主税局として何かバックアップできることがあれば、やりたいということで是非協力してください、というふうな挨拶がございました。

私もその時に非常に感銘を受けて、これは是非協力したいという風に思ったのですが、と言いますのは、それまで日本ではそういうことはほとんど行われていなくて、日本で環境税と純粋に呼べるものは現在のところ一つもありません。

先ほど、SOx 課徴金というものが初めて導入されたものだと言いましたが、あれは公害健康被害の補償のために入れたものです。

東京都が結果から言って初めてこういう形で環境の側面から税制を使っていくということをやったと言っていいと思います。

そして現在では、先ほどお話があったかと思いますが、三重県で産廃税が導入され、来年の4月から施行されるということで、徐々に動き始めたといっています。

こういった地方の取り組みはこれまでも国政を動かしていくということがございました。

実際にその後、国のレベルで自動車税制もグリーン化されましたけれども、これは国でやったものというのは、東京都で採用した方式をほぼそのまま採用しているのであります。こういう形で日本の場合、地方の方がむしろ厳しい基準を設けたり、新しい政策を地方がやって、そしてそれが国を動かしていくわけです。

・温暖化防止と地方環境政策

二番目にいきます。

温暖化防止と地方環境政策ということなんですが、自治体にとりまして温暖化防止政策というのは非常に距離があると考えられているというお話を冒頭でいたしましたが、実際、当初97年のCOP3、京都で温暖化防止会議が開かれたあの時は、正にあの時点で先進各国が温暖化防止に向けて合意できるかということで、非常に注目が集まりました。

あの時、ある意味で非常にわかりやすいことだったと思います。先進国が始めて温暖化削減に合意できるかどうか非常に大きなポイントだったわけですが、あれが合意されて以降、話が非常に細かくなっていきました。

京都メカニズムがどうだとか、排出権取引がどうだとか、どこまで排出権取引を自由に認めるかとか、CDMとかいっぱい専門的なことが出てきまして、我々、通常の間人が考えるものから随分かけ離れていってしまいました。

温暖化といったって結局排出しているところでは自動車であったり、工場であったり、地に足をついたところなんだけども、話が空中戦のようになってきて、だんだんわからなくなりました。

そして、私も横浜市民なんですが、横浜市から送られてくる新聞を見ていますと、啓蒙普及活動など、やはり横浜市でやっておられることが中心で、次こういう催しをしますから来て下さいとか、電気はこまめに消しましょうとか、なかなかそれ以上のことは横浜市も苦しいんだな—というのがよくわかりますね。

しかし、実際には自治体がやるべきことっていうのはたくさんあります。例えば、我々は産業部門、家計部門、交通部門というふうにわけますが、国が例えば交通部門と家計部門に対して温暖化削減を全国に一律に実施していくというのが仮に大枠として可能であっても、実効性あるものとして実際に進めていくのが可能であるかということを考えると、実際には極めて難しいのではないかと思います。

特にこの交通、家計部門での対策というのは自治体がやるべきことだというふうに思います。

1番目のレジュメに書いてございますように自治体のエネルギー政策というのは日本でほとんど語義矛盾であるような言葉でして、エネルギー政策イコール国政ともうそういうふうになってしまっていて、自治体がエネルギー政策を語ること自体、何かおかしいものがあるような印象なのですが、これについては先ほどからいろんなご報告が出ていまして、まさにこのシンポジウムと言いますかワークショップもこういう自治体もエネルギー政策の必要性ということに関して議論していくという場であり、非常に画期的なものだと思います。

当然、家計部門における省エネルギー、地域における効率的なエネルギー利用だとか再生化エネルギーへの転換というのは正に自治体が主体となってやっていく重要な領域であります。

それから、2番目はやはり交通政策でして、これも非常に重要なものであります。この新しい方向の芽というのは東京都から出てきております。これは無限に、自動車の数の増大に合わせて、キャパシティを増やしていくという政策が、高度成長以来一貫した政策であったかと思えます。

つまり自動車が増えれば混雑しないように道路を拡張する、延長する、そして交差点が詰まっているようだと交差点を広げるのが、主としてこれまでの政策だったかと思えます。

しかし、東京都が初めて TDM という総需要管理政策、自動車の交通総量そのものをコントロールして行かなければならないのではないかという発想の転換がようやく出てきたのではないかと思えます。それが正に総需要管理政策なのですが、同時に公共交通機関の促進というものが、これからは非常に重要になってくると思えます。

残念ながら日本ではこれに逆行するような形での政策が行われておりまして、交通政策における規制緩和というものが、地域における公共交通機関の存続というのが危うくしております。この点は非常に残念なことが進んでいると言わざるを得ないと思えます。

ここの 節の 2 . ですけれども新しい資源環境管理政策へという節でございます。

実はその発想の転換ということを今申し上げたわけですが、自治体環境政策がこれから考えていくべきことは、キャパシティをこれまでの右肩上がりの経済成長に合わせて用意していくということから全般的に資源を管理していく方向に転換していく必要があると思えます。

何も経済成長を抑えこむということではございません。経済成長とエネルギー資源利用の伸びを切り離すということです。これは GDP を伸ばしていても資源使用量を減らしていくということは十分可能でして、実際に環境政策で成功したところというのは大体そういうふうにして GDP の伸びと環境資源利用の伸びを切り離すことに成功してきていることであります。

とりわけ、これまでダムとか水資源、交通、廃棄物、全部そうでしたが、ゴミが増えればどんどん焼却場を作り、埋め立てていく、水資源に関しても水の伸びが増えればそれに合わせたキャパシティのダムをどんどん作っていくということで対応してきたわけですが、そこから脱却していく必要があると思えます。その中でとりわけ必要になってくるのが、ここの 2 . 3) 地方自治体における都市計画、というものが非常に重要になってくるわけです。

残念ながらここが日本のネックでして、自治体が政策手段をもっていないということの象徴だと思ふんですね。かけ声としては自治体がどんどんやるべきだという掛け声はあるのですが、なかなか政策手段を持っていない。都市計画というのは最たるものなんですが、ヨーロッパではいろんな形の土地利用規制、それから空間利用規制というものの権限を自主的に自治体が握っているということがあります。ここが交通政策なんかもかなりドラスティックなものを進めることができる一番の力の源だと思ふんですね。

日本の場合はやはり自治体がコントロールする力を持っていないということがあります。しかしここをできるようにすることが極めて今後重要になっていくと思えます。

・ 欧州におけるサステナブル・シティの理論と実際から学ぶ

三番目の点ですが、欧州におけるサステナブル・シティの理論と実際ということですが、実は私この月末にヨーロッパに調査に正に行こうと思っていまして、その後このお話ができたよかったです。サステナブル・シティという言葉は日本でも最近普及してきた言葉かと思ひ

ますが、一つの都市のこれからの21世紀の発展方向のコンセプトの一つだと思います。

もう一つコンパクト・シティという言葉もよく耳にしますが、サステイナブル・シティというのは要するに資源効率的であって、炭素排出が少なく、循環型あるいはゴミは発生抑制型で、交通に関してもできる限り自動車依存ではない。非常にコンパクトで環境に関しては環境負荷の少ないそういう都市構造、地域作りというのをいかにしていくか。それは、単にいろんな意味で規制を加えていくという意味ではなくて、むしろそういう方向に都市を進めていくことによって環境をよくし、魅力的な町にすることによって人々を吸引する。そして環境保全型の産業を創出していく。それを通じて雇用を増やしていくというような新しい発展戦略になってるわけなんです。

こういう流れというのは欧州にありまして、例えばその背景にあるのはローカル・アジェンダ21であるとか、持続可能性概念というものが非常に検討が現在進んでおりまして、地域経済の発展というものは、いろんな側面から考えられて、欧州レベルでの統合が進みまして企業がますますグローバルなレベルから最適な立地を決定しようというふうになっていますから、大企業に頼る都市経営をしていますと、なんか条件の変化があるとずっと出ていかれてしまう。瞬く間に雇用を失うという状態になっているヨーロッパの都市は多数あります。

そうではなくてむしろ、地に足のついた地域と自生していける中小企業であって、環境に対して非常に熱心であって、イノベーションの可能性がある、そういう中小企業を育てていき、雇用を増やしていこうではないかという模索が現在行われております。

レジュメの2枚目ですが、そういうものを保証する財政的基盤がございまして、それがいわゆる欧州の構造基金と呼ばれるものです。構造基金というのはEUレベルにおける財政システムなんです。今お話ししたようにサステイナブル・シティの試み、或いは、正に100%自然エネルギーコミュニティです。こういったコミュニティの欧州における試みを財政的に支援するのが正に構造基金でありまして、こういう地域からのボトムアップの取り組みを財政的に支援していくわけです。

こういったものがなぜ生まれてきたのかと言いますと、元々欧州連合の中における地域間格差がございまして、実はドイツのハンブルクがトップに立っていますが、その反面ポルトガルのある町ですかね一番ボトムにある町ともものすごい地域格差があります。将来、欧州統合が進みますと、ますます一極集中といいますかね、東京一極集中のようなもので、おそらくロンドンからベネルクス三国を通過してライン川沿いにずっと下って北イタリーミラノとかあの辺りのこの軸がおそらく欧州の将来の中心になって、そこにいろんなものが集積してくるであろうという予見がなされております。

それに対していわゆる周縁部、スペインだとかポルトガル、ギリシャ、正に周縁部は徐々に貧困化していく、格差が開いていくだろうと言われている。これをどう解決するかが大問題で、そういう問題を解決するための手段として、構造基金というのが生まれてきました。

その中でとりわけ、重要視されているのが、サステイナブル・シティというものでして、地域の持続可能な発展とその地域間格差の是正というものの両方を追求するためにはどうしたらよいか、という試みがなされています。

それはしかも中央がなんかEUが指令を出して、こういう発展をなさいとかいう指令を出すん

じゃなくて、できる限り地域からアイデアを出してもらってボトムアップのアイデアに対して、お金を積極的につけて行く。そういうような仕組みが構造基金であります。

これはまさに、構造基金のところの3番目、構造基金の行政システムとありますように、実は欧州委員会が積極的に地方政府をプロモートしています。どんどんアイデアを出してください。実は中央政府各国政府はおもしろくないわけなんです、ダイレクトに欧州委員会と各地方政府が結びつくというようなことが起きてきています。これは正に補完性原理といわれる、市町村を中央政府が支援する原則とかなうものであります。

更に自治体によっては積極的に国境を越えて、ネットワークを結んでおります。一番有名なのはユーロシティズと言いまして、都市間で欧州で国境を越えるネットワークをつくっているわけです。

こういう発展を我々はプランとして持っていますというのを練り上げるわけです。それで欧州委員会に対して説明を加えて、そして欧州委員会がなるほどと納得すれば、それにどんとお金をつけるというようなことをやっております。

こういう形で、いろんな形でネットワークが網の目のように張り巡らされていて、非常にボトムアップでの動きが活発化している。その中にいわゆる温暖化防止政策だとか、自然エネルギー100%でコミュニティをやっていくとか、サステナブル・シティなど、いろんな試みが出てきています。そういうのを積極的にプロモートする。

・政策実験の必要性

最後に政策実験の必要性ということをお話します。

なぜ地方環境政策が必要かということですが、日本というのは政策形成のクリエイティブさを考えますと、実は極めて貧困であるということを感じざるをえません。これは何で自分もヨーロッパでなんかしているのかなと思うんですが、なかなか日本で、これは新しい、逆にヨーロッパに説明しに行こうと思うものが出てこないんです。

逆に欧州だと、おもしろいものがどんどん出てくる。例えば欧州だと理論がまずあって、もちろんすぐには出てきません。環境税とか排出権取引だとか私が専門のところですが、これなんか理論があって、すぐに結果が出るわけじゃないんです。

環境税のピグっていう人が構成経済学を書いたのは1920年ですから大正時代、それで実際に成立したのは1960年後半でほぼ70年ですから、50年間のブランクがあるわけですが、しかし、着実に理論をどうやって適用するかというのをやってきているわけです。

そして60、70年代に水問題とか大気汚染問題に徐々に入っていくわけです。最初は実験を正にしていくわけです。前例がない中で、やっていくわけです。そしてそこで失敗もあります。実際には効果がなかったとか、単に財源調達手段で終わってしまったとか、いろんなことを言われてるんです。

だけでもそれを試行錯誤して、対象を広げていってそして90年代に入ると温暖化問題で炭素エネルギー税っていうのはどんどん入ってきているわけです。これは非常に相互作用がございまして、ある国が欧州で導入した環境税というのは他の国にとって一つの勉強の材料になるわけです。

イギリスがやったものはドイツにとって勉強になるし、ドイツがやった実験、教訓は別の国に伝わる。欧州に何回も調査行ってるのでわかりますが、非常に横に人的ネットワーク厚く形成されています。環境税なら環境税の専門家同士で横につながっています。かなり密接な情報交換があってイギリスではどうなってる、オーストリアはどうなってるかが、全部わかります。

それで密接な情報交換をしながら、いいもの取り込んでやっていっているわけです。ですから、イノベーションがいいものがあればどんどんすーっと普及するのです。

ドイツの場合ですと、ある州が導入した環境税、これは水に関するものだったんですが、これは最初はかなりもめました。だけど導入された後、これはいいとわかるとドイツ全州にさーっと広がっていった。こういったことは政策のイノベーションという意味では非常に望ましいものだと思いますし、今後日本では地域で政策の実験ということ考えた時に、まさにこういうことをこれからやっていく必要があると思います。

これまで日本というのは欧州とアメリカからの政策実験の輸入国であった。欧州で結果が出たものを必死に勉強している。日本はこういうのが非常に得意なんです、それをやってきていたわけなんです、日本は色々な意味でのフロンティアに到達しつつあります。ですから、今後は日本の場合は自治体間でいろんなことをやっていく。日本のある県がやったこと、ある市町村がやったこと、これは他の県、市町村にとって非常に勉強になるし、その教訓を相互に学びあって、学習していくことが必要なのです。

今、そういう意味で地方環境税に関しましては、正に三重県で産廃税が導入されましたが、こういった三重県が行った試みは、今後どういったものになるのかというのは、他の県にとって非常に重要な参考情報になると思います。それを見ながら今度は他の県がどうするかということを考えていけるとと思います。

最後になりますが、今後は法的な側面を十分に検討しなければなりません。とにかくいいことをやればいいと、それではなかなか難しい。当然条例を制定し、それを議会に通していく。この条例が法的に見て、理にかなったものなのか、これは、チェックしなければなりません。

ただ、法律の学者の方は非常にコンサバティブでして、今あるものをなかなか変えたがらない。だから、少々議論もやはり必要です。たいてい法律の方々は反対されたりしますが、それは議論の余地があるだろうということです。

ある日突然、首長さんの号令一声で導入するぞと議会の反対を抑えこんで、ぱっとやっちゃう。これはあまりよくないわけです。できる限り新しい政策に関しては、社会的な合意形成をはかっていくということ重要で、これはかつて銀行課税を導入した時に、石原さんのやり方に対して三重県の北川知事がちょっと私は違うやり方でおっしゃっていたのはそういう意味だったと思います。

新しい政策を形成していく過程では当然のことながら、情報公開と関係する人々の参加を促していくことが非常に重要だと思います。

以上で私のお話は終わります。

4. ディスカッション

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

司会をいたします環境自治体会議の上岡です。諸富先生を始め皆さんから重要な論点を出していただきました。ディスカッションのやり方ですが、細かい技術的な細かいことを議論していると、いくら時間があっても足りませんから、論点を整理してみます。

論点を大きく整理すると3つあると思います。

1 番目は具体的に事業をしなければならないわけですから、お金を作る仕組み、お金を動かす仕組み、これに関することがまず1点あると思います。これは一番最初の市民風車でお話があった所です。

2 番目は経済的インセンティブの問題というのがあると思います。これは地方目的税とかがありますけれども、経済的インセンティブにも2つありまして、バズ（悪）の方にペナルティをかけるものと、グズ（善）の方をプロモートするものと、2つの側面があると思います。この辺については諸富先生にもお話いただければと思います。

3 番目は、先ほど SO₂ の課徴金よりも公害防止協定の方が有効だったというようなお話がありましたが、行政、企業、市民、行政と言っても大別すれば国と自治体とあるわけですが、それぞれの役割の分担ということについての論点です。

まず始めに、1 番目の論点として、お金を作る仕組み、お金を動かす仕組み、事業資金とでも言いますか、この辺についていかがでしょうか。

Q：山崎さん（東京大学大学院修士1年）

川越市のプロジェクトでリサイクルトイレットペーパーを販売されているということですが、まず1個80円で売れるわけがないと思います。というのは一般的には普通1個20円か30円ですよね。じゃどうしたらいいかって実は無料で配る方法を知っています。だけれどもビジネスモデル特許の関係で、今は詳しい会社名ですとか具体的にどういうプロジェクトなのかということとは申し上げられないんです。

それともう一つ、東京都環境区の方と先ほどちょっとお話をしたんですが、重点6分野挙げられてまして、お金を動かす仕組みとは違うかもしれないんですけども、重点6分野のうちに少なくとも4分野、うまくいくと全6分野に貢献できる研究を今私が始めているところです。これから論文に書きたいのであまり大っぴらにいけないところが苦しいんですが、また後日内輪ご説明したいと思います。以上です。

A：久都間 益美 さん（川越市環境部）

ごく一般に売られているトイレットペーパーって何mかご存知ですか？JIS規格ですと65mくらいなんです。私どものは150mあるんです。メーター当たりに換算しますと決して高くはないです。普通お店で売っているのと同じくらいです。ただ目玉商品と比べると負けます。ただ変える手間が極めて少なくてすみます。したがって、幼稚園や保育園などの学校関係には喜んで使

っていただいていますし、正直売れないかなーとおもっていたんですが、結構ぼちぼち売れていまして、今後エコストアー、農協、生協等で販売することになっておりますので、そんなに心配しなくても大丈夫かなと思ってます。

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

ありがとうございました。それでは事業スキームであるとか、お金を作る仕組み、流す仕組み、などについて、ほかにいかがでしょうか。

Q：正田 剛さん（日本自然）エネルギー株式会社）

質問ですけど、稚内の方がいろいろ事業説明していただいたんですけど、予算的に随分いろんなことをやられているんですけど、どういう裏付けが、裏付けというか風車を作ったり、コジェネであるとか、いろいろお話あったんですけど、その予算的裏付けというのを概略で結構なんですけどお願いします。

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

個別に一つつつというのは大変ですから、大きいところを、お願いします。

吉田 一正さん（稚内市企画調整部企画課）

風車の建設、コジェネのF Sもそうなんですけど、共にN E D Oの方の二分の一の補助を頂きながら行っております。あとは、市のものであれば市の持ち出し基金ということになりますし、民間ベースであれば民間の100%出資ということもあります。

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

これでよろしいですか。それでは他にどなたか。

Q：渡辺 雅樹さん（持続可能社会研究会）

持続可能社会研究会の渡辺と申します。GEN の運営委員をやらしていただいております。質問というか、私が疑問に思っていることにお答えいただける方がいたら、是非お願いします。

、先ほどの自然エネルギーなり、なんなり環境にいいということをやする資金のもとなんですが、今、自然エネルギー普及に対して補助金的なものが電促税でとられたものをN E D Oを通して、それぞれ風力なり、太陽光なりに補助が出るとか、いろいろあると思います。

それと自治体で住民の方から集めた税金の一部を使って、要するに上乘せ分を市民なり電促税だと不特定多数の消費者ですけれども、そこのお金を使うというのがあって、それを行政が天秤になり条件にかけて補助してると、それはそれで大変当然ですし、そういう制度がもっと進化すべきだと思いますが、一方善意な方が自分のお金を寄付するとか、自分の余分なお金を出して、太陽光発電を設置するとか、これははっきり言って、ボランティア型、つまり採算は合わないけれども自然なり環境なりに貢献したいから出すという、このお金の流れは全く別な性質ですが、将来もっとたくさんのエネルギーを自然エネルギーなり環境にやさしいエネルギーに変えていくとなると、果たしてこの二つは両立できるのか、大量に増やすと善意というのがはっきり言うとは

薄れちゃうわけで、善意の方」が目立たなくなる、いいことしてるけど全然もうやっている価値が見えなくなる、端的な例で適切かどうかわからないんですが、自然エネルギー株式会社さんが始めた、企業からの基金というか寄付を集めてグリーン証書」という形でやることになっているんですが、これは今の段階は企業の善意と言いますか、または善意を表す宣伝という形で上乗せ基金が出るわけです。

電力会社はそれに対して今までの経済ベースに合う通常の電力で買い取ると、その二つのものでやっと風力発電が成り立つようになってるんで、これを将来一体どこまで善意のものを上乗せという形で維持していくのか、ヨーロッパでもその例がよくわからないんですが、適当な指針なり将来展望説明がありましたら是非お伺いしたいんですが。飯田さんお願いします。

A：飯田 哲也さん（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

私も意見があるのですが、その前に日本自然エネルギーの正田さんが来られているので、先には是非一言頂いてから、私なりの考えも是非述べたいと思います。

A：正田 剛さん（日本自然エネルギー株式会社）

日本自然エネルギーの正田です。取り上げていただいて恐縮しております。

確かに日本の中の仕組みとして、何が正しいかを決めるのがお上に属するものであって、そのために補助金を使っていると、公益の独占ということが一つの弊害として言われてきていて、それが完全に直っていないどころか、まだそれを進めるような状況に熟していないのが問題だと思います。

おっしゃるとおり、社会が成熟してくると当然、なにが正しくて何に補助金を出すのかを誰かが独占的に決めるとするのは非常に不適切な社会になってくるわけです。

それならば、まずチョイスをなるべく消費者というか需要サイドにやってもらって、それに対して、評価をしていくと、つまり今取り上げていただいたようなグリーン電力を買う場合は、それに合わせて、少なくとも今は税金をかけているわけなんで、税金を普通の電力購入と同じように見なすとか、いろんな処方、まず何かを我々自身が選ぶと、それを行政が後から評価していただくというような仕組みに少し動いていかないかなと思っております。

弊社も実は創立以来、それをどうやってやればいいのかずっと、模索しているので、今のところ実現していないということは、まだそうなっていないわけなんですけれども、この辺り、どうやって実現につなげていくかということにつきましては、本日の飯田さん、諸富さんを始め、お知恵を是非拝借したいところです。

A：飯田 哲也さん（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

政府の新エネ部会を含めて両方関わっているものとして、電促税と比較するのはちょっとあまり適切ではなくて、むしろ環境税なり、あるいは自然エネルギーの促進のための義務付けなりR P Sも含めて、社会的費用として広く遍く課す課し方と、W T Pといってグリーン電力のような形でボランタリーに出していくシステムが長期的にどういう形で折り合いがつくのかというご質問という風に置き換えて、私なりのビジョンと言うか考えを申し上げたいと思います。

これは基本的には両立させるべきだろうと思います。将来的にどういう社会になっていくのかということが一つあるんですが、つい最近、佐和隆光さんが翻訳されたアンソニー・ギデンズの『暴走する世界』という本があるわけなんですけれども、今社会そのものが一種のグローバリゼーションによって非常に社会の仕組みが一気に変わりつつある。その中でコスモポリタンの、あらゆる古い制度がどんどんどんどん壊れていく中で、個人が最終的には責任をとっていく中で民主主義も民主主義の民主化も問い直されているような社会に向かっている。

それに対して、例えばアメリカの共和党のブッシュのような価値観というのは古い制度をずっと維持しましょうという、言ってみればアフガニスタンの戦争はファンダメンタリスト対ファンダメンタリスト的な価値観と言ってもいいんじゃないかというそういうことをおっしゃっているわけです。

これは望むと望まざるとに関わらず、そういう方向にある意味で向かうだろうとしたときに、一つは最低限の社会的費用として環境は必ず経済の中に織り込まれなければならない。しかしそれだけで全てが解決できるわけではなくて、より環境にポジティブに臨むものが、経済の中で更に勝っていくような手段がもう一方で残されている。それらが両方あいまっていくような制度というものを、正に実験的に次々と組み立てていかなければいけないんじゃないかと思います。

そう意味で正田さんのところの仕組みというのは日本で後者の方の第一歩ですし、自然エネルギー促進法は前者の第一歩で、環境税も前者の方ですが、それを今後どういうふうにして具体的に折り合いをつけて行くかというのは、非常に難しいと思います。

それは、社会の中の、正に民主形成と合理形成の中で、どっちかに振れつつ動いていくんだらうと、欧州は比画的バランスよく進んでいると思いますし、アメリカは例えば、どちらかと言うと後者の方によっているような気がします。

日本はどちらに向かっているのか、今日本は前者がゆがんだ形で一気に入ろうとしているところもあるんですが、やはり社会の中で長期的な日本社会の軸足をどちらに置くかによって、実験を繰り返しながら作っていくべきかなと思います。

ちょっと抽象的なイメージなんですけれども、私は両方が発展していくような形で、かなり積極的にコミットしていっていくということを考えています。

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

それでは、本来は諸富先生のお話もうかがいたい所ですが、時間の制約がございますので、次の論点に移らせていただきます。経済的インセンティブの件。悪い方にペナルティ、望ましい方にインセンティブというような、この辺に付きまして何かありますでしょうか。

（会場からの発言特になし）

それでは、とりあえず、これはパスすることにして、3番目ですけれど、行政、その中にも国、都道府県等の自治体がありまして、それから企業の役割、行政の役割、市民の役割。この中には、先ほどご指摘のありました合意形成の問題、等が入ってくると思いますが、この辺はいかがでしょうか。

Q：山崎さん（東京大学大学院修士1年）

行政と企業と市民ということですが、おそらく今日の集まりは民の集まりだと私は解釈しているのですが、ただやはりこれが、日本全国でこうやって動きをと考えた時に、企業のかっているのはどうしても不可欠だと思います。

企業ってということを考えた時に、企業が一番大事にするのはブランドイメージだと私は思っていて、グリーンなこととかエコロジカルなことに意識が高いというのは企業にとって必ずプラスイメージになると思っているので、企業にとってもメリットがあるし、私達にとってもメリットがあるということで、企業と手を組んでいくことは不可欠だと思っています。

行政という点なんですけど、行政ということを見ると、おそらく民からのボトムアップではなく、行政からのトップダウン、私はどちらも必要だと思っていて、おそらくはトップダウンで動かした方が進行は早いと思います。ただ、一過性のものであったり、上手くいかないケースもあると思っていて、だから民からのボトムアップが重要だと私は思っています。以上です。

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

役割というようなことについて、他にないでしょうか。

（会場からの発言特になし）

それでは、これからは論点とか、指定しませんので、ご自由に何でも結構ですが、いかがでしょうか。コメントや質問、困っていることとか。

Q：山崎さん（東京大学大学院修士1年）

先ほどGENの方からの質問に、ちょっと私が思ったことなんですけど、おそらくお尋ねされていたことは、ボランティア精神だけでの活動は限界があるのではないかという、採算のとれないものを押し進めることに限界があるんじゃないかって私は解釈しました。

私はそれに対して、もちろん限界があると思っています。基本的に経済的に合理的であれば、ほっといてもプロジェクトというもの進むと思います。

さっきもいったように企業にブランドイメージってことを考えると、企業にとってもメリットがあるし、私達にとってもメリットがあるという方法が必ずあるので、それに関しては限界はあるけど、対応策はあると思っています。

それと、環境にいいということが大量にいろいろあると当たり前になってしまうんじゃないかっていうことをおっしゃっていて、私はむしろそれでいいと思いました。それが、スタンダードになってしまえば、環境に対して負荷の大きいことをやっているのと軽蔑される、信じられないという世の中になってしまえばいいんじゃないかと思っています。

ちょっとこの会の趣旨とはずれるかもしれないんですけども、私は今の世界情勢を見ていて、一言でいうとグローバル化と経済合理主義の限界があのような形で表れたんだと私は解釈しています。それではなにが必要かっていうとグローバルという視点が不可欠だと思っています。リサイクルというのは正にグローバルな視点が不可欠なものだと思います。

例えば、日本で大量にゴミが出て、それをどこで処理するか、安いからインドネシアで処理するかって考えたとしたら、非常に送料がかかったり、それを運ぶ為にエネルギーがかかる。

そういうことを考えると、リサイクル、自然合理主義的なことを考えると、グローバルな視点

はどうしてもやはり不可欠だと思います。私が一番思ったのは経済合理主義と環境合理主義は、うまく一致する部分があることです。それを拾っていかないと経済合理主義だけ、環境に合理していない、環境には合理しているけれど経済的に合理じゃないっていうのは、どちらも非合理だと思います。レンズの真中の部分、一致する部分をうまく活性化していけばいいのではないかと私は思っています。以上です。

司会（上岡 直見／環境自治体会議）

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

Q：総合司会（大林ミカさん／「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

せっかく具体的な例ということで様々な自治体の方々からお話いただきたいのですが、なかなか皆さんから活発な質問が出ないようです。

諸富先生の方からは環境税が専門でいらしゃって、様々な取り組みをおおまかに意義という形で紹介いただいたんですけども、実際に三重県の取り組みにも諸富さんが参加なさっている中で、そういったことが実際として可能なのが実際に導入した税を例えばエネルギーの方に振りわけていくような仕組みが可能なのかどうか、そういったことについて簡単に結構なものですので、具体例などを含めましてお話をお願いします。

また、自治体のサイズについても。

A：諸富 徹さん（横浜国立大学）

そういったことは都道府県が当面のところは見込みがあると言いますが、市町村はいろいろ私も調べていますが、なかなか難しいですね。というのは、自治体のサイズとして市町村というのが小さいがゆえに、地方税というのが税金をかけるときに、いろんなインパクトを考慮せざるを得ないですけども、かけた時にそれが及ぼす経済的な効果というのが大きすぎると、当初の目的を果たせないということが起きてしまいます。

産廃の時もよく議論されたのが、三重県だけで言うと、結局産廃が他の県に飛び散るようになって全然廃棄物全体を抑える効果はまったくない、飛び散るだけで他の県が迷惑を被ったという議論が出てきます。

これが全国一律であれば、そういう問題はないんですけども、ある地域だけだと必ず起きてくる。そしてそれが更に自治体の単位が小さくなると、もっとその問題は大きくなります。

例えば杉並のレジ袋税については区の境の近くだと区域を越えて向こうに買い物客が行ってしまうという問題が起きてくる。そういう問題は単位が小さいと起きてきます。

だから何もしなくていいのかということにはならないと思います。そういう問題をどうクリアーするかという方向でいったん決めたらそういう副作用をどういう風に抑えながらやるのが合理的なのか、場合によっては近隣の地域と協力しながらできないか、という方向でポジティブに考えていけばいいのではないかと思います。

エネルギーということに関して言えば、ヨーロッパでもなかなか税で使って再生可能エネルギーに促進しようという試みは、私の知る限りではあまりないと思います。もし日本で、そういうことをやるならば、それはかなり画期的なことではないかと思います。

私もここまで地方環境税というのがわーっと出てくるとは思わなかったのですが、もし今わーっと出てきているのがどんどん実現していけば、多分日本は世界でまれにみる地方環境税大国になる日が近いのではないかと思います。

ましてやエネルギーまで行くとこれはすごいなと思います。具体的に何かこうすればいいというのは持っていないんですが、いいじゃないかとどんどんアイデアを出して実現の方向へ制度設計を考えていくべきではないかと思っています。

その場合に例えば三重県で産廃税をとりあえず、産廃という領域でやったことの実験が生きていくのではないかと思います。以上です。

飯田 哲也さん（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

ちょっと補足をすると、ヨーロッパでエネルギー地方税というとドイツの有名なアーヘン市のあれは確か電気料金に対する地方税で、今かなりドイツで広がったということと、日本で原子力に関しては、県もありますし、それこそ地方自治体レベルで法定外普通税をかなり入れています。敦賀市、東海村、陸奥ですね。

ですからそういう意味では突破口が実は開かれているところがあって、それはある意味で今まで鉛玉の変わりではあったので、今度は自ら自分達で鉛玉を作ると言う、そういう方向に歩めるということかなーと思います。

諸富 徹さん（横浜国立大学）

かつて、電気ガス税は、市町村レベルか何かであって、消費税が導入された時に廃止されてしまったわけです。かつてはそういうエネルギー課税をやっていたということです。

司会（上岡 直見／環境自治体会議）

それでは「時間もだんだん残り少なくなってきたので、発表された方々に、大体、一項目位づつ、補足とか、言いたいことをお願いして、その後で、何かどうしても発言したいという方がいれば、お願いしたいと思います。

最初に市民風車の鈴木さんからお願いします。

鈴木 亨さん（北海道グリーンファンド）

ペーパーの方にも書いたのですが、僕達を取り組んだということもありまして、今いろんなところで市民風車というのが、いろいろ機運が高まってきています。北海道の中でも何箇所かあって、青森、秋田、宮城、東京など、色々なところで起こってきています。

風力ということに限らず、いろんな市民のエネルギーの取り組みというのが考えられると思うのですが、是非いろんな所で取り組んで欲しい、そして自治体もサポートして欲しいと思います。

サポートして欲しいと中身を言い出したらきりが無いのですが、是非いろんなところで増えればいいなと思っています。

今日のこのシンポジウムの前に行った市民研究会も立ち上がりましたので、是非その方向でやっていきますので、多くの方参加してください。

細田 大造さん（三重県環境部環境政策課）

先ほど諸富先生からお話していただきましたように、環境税というのを新しく作る場合、環境面の理論と税の理論がございまして、私ども環境税を作る上でやはり、諸富先生に大変お世話になって、環境という側面の税を作るのだと、環境をいかに表に出すかということに非常に苦労しました。

あと、他の県に産廃が流れていくのではないかというお話がございましたが、私ども1トン当たり1000円という税金です。これが運搬の料金に比較しますと、大体20キロから30キロに該当するといいうことで、奈良県や愛知県、岐阜県など周辺の方に流れることはないと考えております。

ただ今、全国で29の都道府県が産業廃棄物税というのを研究しております、私どもの事例はあくまでも一つの参考でありますけれども、是非一緒になって広域的にこうした税が広がっていけばなと考えています。以上です。

千葉 稔子さん（東京都環境局総務部企画課）

さきほど風力発電に関して、主にお話しましたので、一つだけ東京税全体としての宣伝をさせていただきます。

東京都の産業労働局というところではバイオマスエネルギーの研究も一応行っています。木質バイオマスの関係なんですけれども、元々の発想は今まで端材というものがただ捨てられるだけで有効に使われていなかったもので、それをエネルギー源として使えないか、それが元々の発想です。

別の側面から考えると東京の多摩地域で林業という産業があるのですが、その林業の再生というか、具体的に言うと単に木を売の話ではなくて、多摩地域の林業を木質バイオマスの供給を視野に入れた林業というふうに変えていける可能性もあるんじゃないか、そういう意味で新しい森作りという視点もあるんじゃないかということで、木質バイオマス利用検討プロジェクトなるものをお立ち上げております。そちらは平成12年の末から検討を始めていますので、そのへんについてもご理解を承ればと思います。

今回の東京都からみの情報なんですけれども、私どものホームページが充実をしていると自負していますので、是非東京都のホームページにアクセスいただきまして、エネルギー関係をアップするのを日々の仕事にかまけて、てやっっていなくて申し訳ないのですが、新しい情報をアップしていくようにしますので、そのへんも見ていただけたらと思います。

吉田 一正さん（北海道稚内市企画調整部企画課）

稚内市内の風力の方に関しては、私どものホームページでも、いろんな取り組みを掲載しておりますので、機会があればごらんいただけたらと思います。

先ほど大変早足で紹介させていただいたのですが、やはりこれから風力をやっていく上におきましても、景観、環境保全でありますとか、色々な観点を住民の合意ということ、考えていきますと、ガイドラインというものをしっかりと作り、整理して置いた方が良いのかなと思います。

日本のエネルギー単価というものが、ご承知の通り、欧州を1とすれば、アメリカが2、日本

は3という風に、非常に高い比率を占めています。そのような意味で、稚内から数十キロ離れたサハリンの大陸棚地下資源開発によりますガスが、北海道稚内を起点として縦断し、日本のエネルギーへの需要を満たせるなら、大きくエネルギー単価の引き下げということに、貢献するのではないかと思います。以上です。

今田 幸雄さん（山形県立川町企画開発課）

先ほどは、風車の話しか申し上げませんでした。もう一つ、人口7,000人、1,800世帯くらいの町ですが、全家庭の生ゴミを集めまして、全くよそに出しておりません。これを全部、堆肥化し、1000トンくらいになりますが、田圃に返すということで、120戸の農家に全部使ってもらっています。

先ほどの風車と生ゴミの堆肥化と2つやっているわけですが、3つ目は、山が83%ございますので、木質バイオまでいくかどうか分かりませんが、これを産業としてやりたいということで、今、民間さんと詰めているところです。その節は是非お出で下さい。以上です。

宮内 良人さん（長野県飯田市環境保全課）

太陽光発電関係であります。伸びがない、新設する人が少なく普及率はこれ以上高まらないということで、太陽光シンポジウムというのを行いました。その手法としまして、今まで432名の設置者がいるのですが、その方々に呼びかけまして、是非実行委員になっていただきたいとお願いしたところ、3名の方が応募され、シンポジウムの実行委員をさせていただきました。

その後、もう少し何かをやりたい、次のステップをやろうということになりましたが、私の方から、ああやろう、こうやろうと言いますとボトムアップでなくなるので、その方々が、「市民発電というのがありますよね」というようなことでチラシなどを持って来られ、3人の中で一つ一つステップを積み上げてやっています。いずれ、大きな団体になればと思います。以上です。

久都間 益美 さん（川越市環境部）

私どもの方で始めたのは節電からということであったのですが、節電にしても、新エネにしても、市民の方々にご協力いただかないと、私どもだけがキリキリしても仕方がないので、色々仕掛けをしています。広報で市民に呼びかけて、それに応じて省エネに努めていただいた方を省エネの鉄人とし、そのまた省エネの鉄人の技を市民に紹介しています。

またゴミ関係ではゴミ・ダイエットコンクールをやりまして、誰でも出来るようなゴミ・ダイエットをバイオ化して市民にお貸しすることもやっています。

市民に、いかに私ども行政でに取り組んでいることを理解していただくか、浸透させるかということに、一生懸命を入れているところです。良いアイデアがあったらお聞かせいただければ、持ち帰って使えたらと思います。

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

ありがとうございました。

今日の出席者の名簿を拝見いたしますと、今日ご発表いただいた方々の他に、自治体の方々もたくさんいらっしゃっています。いかがでしょうか。こういうことをやっているとか、問題点で

あるとか。企業関係の方もどうぞ。

正田 剛さん（日本自然エネルギー株式会社）

今日、企業の方々は少数派であると思いますが、私自身は東京電力の人間でありますので、企業の立場から申し上げます。

私どもの仕事は、皆さんが一生懸命作られている自然エネルギーを一般企業に買っていただく仕事をしています。この不景気な折りに、普通より3割高い電気を買えと回っている商売です。

そのような中で、実は現在25社、日本にはこのようなきれいな電気を高くてもいいから買いたいという企業がいらしゃいます。このようなご時世ですから、企業は純粋な寄付金としては、お金を出しにくいです。その代わり、経費で落ちることなら、必ずしも経済的な見返りがなくても、環境問題であれば、かなりプライオリティが高く、お金を払うことが出来ます。これは私どもは、これまで200以上の企業を実際に回ってきて感じていることです。

ですから企業は、ひょっとしたら、一部の自治体、一部の行政より遙かに進んだ意識を持っています。ですから企業が堂々と環境にお金を出せる様な、そういう仕組みを作っていただきたい。それによって企業のやる気というのは、サプライヤーとしてもそうですが、自然エネルギーの需要者、購入者としても大きく伸びていくと、今日は申し上げたいと思います。以上です

司会（上岡 直見／環境自治体会議）

ありがとうございました。

他に、行政関係、企業関係でご意見のある方は、いらっしゃいますか。

それでは、これまでのご発言で抜けているのは、デマンド側、ユーザー側のご意見ですが、企業もユーザーですが、市民の取り組み等について、ユーザーとしての立場からいかがですか。

Q：金古 充弘さん（首都圏コープ事業連合）

太陽光や風車ですとかに皆さん取り組まれています。これらには寿命があるわけですが、廃棄についてはどのようにお考えで、取り組まれているのかをうかがいたいです。

一つ申し上げますと、太陽電池パネルはどうも色々な複合材でして、最終的にどう捨てるのかと聞いたら、産業破棄物として捨てて下さいという意見がありました。

これではちょっとまずいのかなと思いますので、その辺の意見をお願いします。

司会（上岡 直見／環境自治体会議）

これには、恐らく技術的な側面と制度の側面があると思うのですが、まず技術的にはいかがですか？ソーラに限らず、この辺ご存じの方？それでは制度の面もふくめて、どなたか？

飯田 哲也さん（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

もちろん、あらゆる構造物は最終的には廃棄物となります。ただ風力発電の場合、タワーはほとんど鉄ですからこれはリサイクル出来る。羽の場合は、エンジン部分はかなり解体出来るが、

羽は強化プラスチックですから、再利用できないものなので、何らかのゴミ対策が必要となります。

ただ、エネルギー全般を考えていった時に、究極には原子力のゴミもあるわけで、相対的な環境負荷の中からエネルギーの選択を行かなくてはならない。ダムを作っても河川にダメージを与えますし、小水力といっても水路を造りますし、モータも使う。一番環境負荷が低いのは、ライフスタイル的な省エネですが、あくまでエネルギーを消費するということは、何らかの環境負荷を与える。その中で相対的なバランスの中で、少なくとも再生可能エネルギーは化石燃料より、相対的に環境負荷は低いといえます。それを選択していく中で、マテリアル・リサイクルの方でも、そういう社会を目指していく中での一歩としては、今の技術と今の選択の中では、石炭火力や原子力よりは、風力発電や太陽光発電の方がより好ましいと考えます。もちろんゴミの問題を無視しているわけではありません。その他、騒音、景観といった問題もありますが、相対的な選択となります。

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

ありがとうございます。

時間もだんだん限られてまいりましたので、あと若干名の方だと思いますが、どなたか？

Q：渡辺 雅樹さん（持続可能社会研究会）

最初の方で、説明があったのなら、申し訳内なのですが、北海道グリーンファンドの鈴木さんの方でやられている市民風車、今後の課題として、まだ補助が必要だということだと思っております、その補助対象を NPO 法人が建てた風車に、このレジュメによりますと、1/2 の補助が欲しいとあります。

これはどういうご説明があったのか、うかがいたいのですが、一つには N E D O が実施してきた 1/2 補助というのは、それなりに効果があったと思うのですが、やはり発電の設備の費用に補助するというより、これからは発電したものに補助する、またはそれに上乗せする買取制度のようなものの方が基本的には合理性があると私は考えていました。

設備補助の方がやはりよいというお考えなのか、もっといいことを検討中なのか、うかがいたいと思います。

鈴木 亨さん（北海道グリーンファンド）

これは、こういう制度が出来ましたということを書いたので、これがいいと言っているわけではないのです。私も GEN の運営委員をやっているんで、固定買取法でランニングで補助して行く方がいいと考えており、渡辺さんと全く同じ意見です。

こういう制度があるとうことで、これからの市民風車の可能性のひとつとして挙げました。

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

それでは最後に、全体のとりまとめということで、諸富先生に一言、お願いしたいと思います。

諸富 徹さん（横浜国立大学）

私の感想と言うことでまとめたいと思います。

自治体の方々が非常に優秀であるということですね。これまでがんじがらめに縛って来たのがおかしかったのであって、実際に色々やってみれば、非常に色々なアイデアが出てくるし、イノベーションをはかることが出来る。それは当初考えられた以上に日本では成功し、発展の芽が出てきたと思います。

もう一つ、正田さんのご発言にもありましたが、「何が正しいかお上が決めていくのが日本の社会である」というのが、なかなか痛い発言でした。

私が属している経済産業省新エネ部会「新市場拡大措置検討小委員会」で RPS / グリーン証書制度の議論をしていますが、私がアイデアを最初に聞いたのは相当前で、まだ水面下で議論していて、部内でもまだ合意がとられていない段階でした。

かなり粗案のものを見せてもらったのですが、アドバイスをくれと言うことで、その時には、これは非常に画期的であると思いましたが、まだ自然エネルギーを普及拡大させていく具体的な方策を私は知らなかったし、その中で、強制買取り義務の一種、グオータをかけた上で取引を行わせるというのは、いわゆる市場の失敗を解決するための何らかの経済的手段、環境税だ、排出権だというような発想をしている人間からすれば、これは非常におもしろいし、経済産業省がここまで介入し、政策をやっているという姿勢を示してきたことは非常におもしろい、これは応援しなくてはと思ったのです。

しかしやっていくうちに、その後、飯田さんとか正田さんとか、ここにいる朝野くんとかとやっていくうちに、もっとこの世界は色々深いし、それだけが全てではないし、色々なやり方があるとその後、わかりました。

国がきちっとやることは大事ですけど、ボトムアップでいろいろやっていくことはあり得るわけですし、国が全てを取り仕切って、自発的に出てきた芽をつぶしてしまうということがあってはいけないと、その後だんだんと分かってきた所です。

むしろ、国の政策というのは、ある時はパッとやってしまうということは必要なのかも知れませんが、ボトムアップで何か民間から芽が出てきている時には、それを促すスキームを作るだけにしておいて、国が自ら何かをやるというような必要はないのかも知れない、むしろ、あまりにもやり過ぎてきた来たのが日本の政府ではないのかと思います。

今後のこのようなスキームを作って促すようにしたいと思っています。以上です。

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

ありがとうございました。まだ議論は尽くされていないと思いますが、時間の制約もありますので、ディスカッションの方はこれで終わりにしたいと思います。

5 . とりまとめと今後の方向性

飯田 哲也さん（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

最後のまとめですが、この会議をこの先どこに持っていくのかということについて、会議中に

パワーポイントで作りました。タイトルは「自然エネルギー100%コミュニティ」を目指してということですが。

「自然エネルギー100%コミュニティ」を目指して

これまでの GEN の活動は、ブックレットにある通り、自然エネルギーの買い取り、ドイツ型の買い取り制度を実現しましょうということで運動してきたわけで、今も変わっていませんが、ただ、ずっとこの2年あまり、国政レベルでは、今、諸富先生のお話にもあった通り、電力会社の買い取りプログラムも含めて、極めて泥縄・場当たり・混迷と続いて、なかなか先行きが見えないところがあり、これはこれで今後も続いて行くわけです。

ちょうど今、マラケシュでCOP7が開かれているわけですが、恐らく発効の方向に行くでしょう。そうすると今後、国内政策措置が愁眉の急となって来るわけです。

今日環境省の方が来られていますが、先週開かれた中央環境審議会で、国内措置、家庭部門といった時、これは例示に過ぎないのですが、家庭で使うシャワーを1人1分短くしましょうとか、そういった次元のものしか国レベルでは出てこないわけです。そういう意味で、今日の諸富さんお話を含め、各地の事例が示すとおり、地域が独自に取り組める政策措置を早めに検討した方が良いし、これはニーズとしても高い。それと合わせて地域の合意形成と、今日も専門家が不足しているという話が、ありましたが、やはりキャパシティ・ビルディングは必要であろうと、これはNGOも協力して行くし、事業者も協力し、地域の中でも、色々な形で、今日も発言いただいた東大の学生さんもいらっしゃいましたが、学生の方は今すごく、最前線で、我々GENのスタッフもそうですが、活躍してくれる若い人が非常に増えていますので、そういう意味ではコアといえますが、種はありますので、そういう場があれば、一気に花が開くのではないかと思います。

そして地方自治体、日本の行政、国もそうですが、2年くらいでどんどん変わっていってしまいます。行政の継続性は、枠としてはあるのですが、人が変わると、先ほどの今田さんの話にあった通り、がらっと中身、裁量が変わってしまうので、せっかく今自然エネルギー政策の芽があちこちで生まれてきているわけですが、あるいは温暖化政策が出てきているわけですが、きちんと継続していくということも大事だろうと思います。

参考：EUのCTOプロジェクト

「100 の自然エネルギー100%コミュニティ」

欧州の持続可能なエネルギーキャンペーン

そこで先ほど諸富先生の話にあった、サステイナブル・シティの、あるいはフィフス・フレームワークの一環で、キャンペーン・フォア・テイキングオフ（CTO）というプロジェクトを99年5月からやっています。この最初の会合はアムステルダムであったのですが、その中にいろいろプログラムがあって、これはもともと京都会議の1週間前に欧州委員会が発表した再生可能エネルギー白書、2010年までに自然エネルギーを倍増させましょう、それによって、欧州がその時に主張したマイナス15%の1/3は自然エネルギーで達成させるのだという白書です。

その目玉が2010年までに100の自然エネルギー100%コミュニティをやって行きましょうという物です。

参考：EUのCTOプロジェクト

「100 の自然エネルギー100%コミュニティ」

背景

これは先ほどのフィフス・フレームワークを使って、SAVE , SAVE II というプログラムで、各地域に「エネルギー環境事務所」を設置してきたのですが、これまでに約200の事務所が、EU各地域に設置され、先ほどあったネットワークがまさにエネルギーでも出来ておりまして、IsleNet (アイル・ネット) という島のネットワーク、FEDERANE (フェデレーン) という比較的広域な地域事務所ネットワーク、EnergiCiti (エナジーシティ) という都市の事務所を中心とするネットワークがあって、それらが母体となって、自然エネルギー100%をやっています。

もひとつは、各国政策とのシナジーが非常にあって、デンマークのエネルギー21の中に自然エネルギー100%構想というのがあります。デンマークは1970年代の原子力闘争の頃に地域のエネルギー環境事務所があちこちに出来まして、デンマークではそのころ、1973年に、全国に原発を15基つくるという構想が発表され、その同じ場所に草の根で地域環境事務所ができあがって、そこが地域のエネルギー環境のセンターになっている。そういう構想が実はEUのCTOの中に吸収されていったところがあります。

参考：EUのCTOプロジェクト

「100 の自然エネルギー100%コミュニティ」

狙いと活動

地域内では地域のエネルギー政策やエネルギービジョンを作って、市民、行政、企業のステーク・ホルダーが参加して、適切な地域のエネルギー計画を進めていく、あるいは地域内のエネルギー環境教育や情報の提供を進めていく、そういう役割を担っています。

地域外に関しては、欧州委員会や国連とも連携して、リエイゾンという連系のキーポイントとなっていますし、類似の地域情報、先ほどのIsleNet (アイル・ネット) とか FEDERANE (フェデレーン) とか EnergiCiti (エナジーシティ) などのネットワークを形成することで、相互の政策のイノベーションの学習、相互学習をやっていたりする。更に事業を進めていく、まさに市民風車をやっているところもありますし、コペンハーゲンの目の前に去年の12月に、2000kWの風車が20基が運転開始しましたが、そのうちの半分、10基はコペンハーゲン・エネルギー環境事務所が1口5万円で集めた市民風車でできあがった洋上風車です。

そういった企画推進、地域の経済活動を活性化、環境調和、こういったところがサステイナブル・シティのひとつです。多重に重なっているのですけれど、そういうことをやっています。

そう言ったところに、ひとつは学習しながら、もうひとつはダイレクトにネットワークを組み立てていってはどうかというひとつの提案です。

参考：EUのCTOプロジェクト

「100 の自然エネルギー100%コミュニティ」

地域の「エネルギー環境事務所」の役割

イメージとしてはこういったもので、トップダウンと言っても、先ほど諸富さんお話にあった

ように、プリンス・オブ・サブシディアリティという、まさに補完性原理ですね、国が押しつぶしてしまうのではなく、バス停 1 ヶ動かすのも国が決めるのではなくて、いかに地域の芽を育てていくかというトップダウンです。

スウェーデンのアジェンダ 21 はまさにローカルアジェンダを活性化するために、国のアジェンダがファンドを作ってやっていく、あるいはボトムアップはまさにその地域でやって行くわけです。その外に作られたネットワーク。これは随分昔に作った懐かしいイメージ図です。

参考：EUのCTOプロジェクト

「100 の自然エネルギー100%コミュニティ」

活発な活動

これは、この前、一同に会して、今年のアワードはここだという形で、お互いにエンカレッジしながら進めています。

「自然エネルギー100%コミュニティ」を目指して

何が必要か

今後、何をやっていくことが必要かと言うことで、コンテンツとしては、今日も話に色々出たエネルギー政策を協定とか、色々な形でやっていったり、地域独自の財源をその中に織り込んでいく。それからプロセス、これは地域内の合意形成、それから地域の外に開かれたネットワーク、そういったものも必要だろうと思います。

それを担っていく仕組みとして、パートナーシップによるプロモーターの役割が必要だろう、これは欧州の地域エネルギー環境事務所がひとつですし、それを支えるのに財源が必要となります。

「自然エネルギー100%コミュニティ」国際シンポジウム（予定）

そう言った方向で、来週は環境自治体会議も京都で会合をもって GEN も連携しながら進めていきますし、来年の3月9日（注：2月21日（木）に変更となった）には、欧州のCTO担当官やデンマークのサウソ島エネルギー環境事務所あたり、これまだフィックスではないのですが、を呼んで、今日の議論をコンテンツもアジェンダも、もっと拡大した形で国際シンポジウムを予定しています。

ひとつは温暖化の国内政策、自然エネルギーの各自治体の制度といった所を支援していくことにGENとしては力を入れて行こうと思っています。

司会（上岡 直見 / 環境自治体会議）

それでは、この場をお借りしまして、環境自治体会議が、来週2月13日に京都で「自治体エネルギー政策委員会」という催しを行いますので、ご案内します。チラシは皆様の資料の中にありますので、ご覧いただきたいと思います。

環境自治体政策について、少しコメントしたいと思います。

自然エネルギーと言っているわけですが、これまで出ている話をうかがうと、エネルギーと言

っても大体7～8割が電気の話で、その他に廃棄物だとか、バイオマスとかというわけですが、自治体のエネルギー消費構造というのを見ても、例えば、比較的小さな自治体となりますと、50%かそれ以上が交通エネルギーです。

もちろん地域性ということもありますが、逆に東京などでは、世界でも稀れなほど、公共交通である鉄道が発達していて、密集して住んでいるということもあって、一人当たりの交通エネルギーは非常に少ないのです。

これは人口密度とかなりきれいな相関がありまして、小さな自治体に行くと、急激に立ち上がって、少くは省エネといっても非常に難しい問題があるわけです。

現在、環境自治体会議には約60ほどの自治体が会員ですが、自治体のエネルギー実態というのを毎年調べています。そうしますと、どこが良い悪いということではないのですが、例えば世帯当たり、あるいは住民1人当たりの電力消費量というデータを取ってみますと、もちろん製造行とかは除いた話ですが、生活部門での1人当たりのデータを取りますと、実態そのものがまだ良く捉えられていないという所があるわけで、データを出していただきますと、全国平均から1桁くらい違うようなデータが出てきたりします。

製造部門では、まさかそのようなことはないはずで、エネルギー消費側の、デマンド側の実態というところがまだ揃っていないという所があるわけです。

もちろん、さっき諸富先生がおっしゃった通り、地方の政策が国政を動かすということは、基本として重要なわけですが、その前提として、自治体のエネルギー政策に必要な政策データというようなものは、まだこれから整備して行かなくてはならない状態にあるわけです。

自然エネルギー100%と言っているわけですが、今、現状1%だとか2%だから、まだこれで済んでいるのであって、これをもっと上げて行くには、例えばデマンド側の省エネとか、電気消しましょうとか、そういうこともあります。もっとデマンド側の構造ですね、電気だけでなくいいものに電気を使っていたり、熱でも質の高い熱でなくてもいいものを質の高いものを使っていたり、そういうこともやっていかないと、到底100%にはならないということもあるわけです。

その辺の問題も含めまして、まだまだこれから議論の余地があるということで、そのスタートということで、来週13日火曜日、京都でチラシのとりを行いますので、機会がございましたら、関係の方々に宣伝いただければ、幸いです。

総合司会（大林ミカ / 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

それでは皆さん、今日は本当に長い時間、ありがとうございました。今後、ネットワークを緩やかで、且つ、確実にひろげていきたいと思えます。

正田さんの方でおっしゃられた企業のグリーンを求める思いなのですが、私どもの方でWTPの調査を行いまして、非常に簡単な調査なのですが、その中で、制度的なものがないと企業はグリーン電力は買えない、制度を早く整えて欲しいという声が高くて、私どももびっくりいたしました。

今日は本当にありがとうございました。またよろしく願いいたします。

（拍手）